

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

午前10時0分開議

○三木亮治 副議長 皆さんおはようございます。  
これより11月定例会市議会第5日目の本会議を開きます。

ただいまの御出席は39名であります。

○三木亮治 副議長 会議録署名議員に川本議員、松田議員のお二人を指名いたします。

○三木亮治 副議長 本日の議事日程は、個人質問並びに甲第221号議案から甲第318号議案までの98件の議案についてであります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

### ○日程第1

#### 個人質問

#### 甲第221号議案～甲第318号議案

○三木亮治 副議長 日程に入ります。

日程第1は、個人質問並びに甲第221号議案平成24年度岡山市一般会計補正予算（第4号）について以下98件の議案についてであります。

これらを一括上程し、個人質問を行います。

それでは、順序に従いまして高橋議員。

〔5番高橋雄大議員登壇、拍手〕

○5番（高橋雄大議員） 皆さんおはようございます。きょうのトップバッターを務めます市民ネットの高橋雄大です。

ことしの12月はまさに師走という感じで、大変皆さんもお忙しい思いをされてると思いますが、どうぞ御自愛をいただきたいと思います。また、車のフロントガラスも凍りつくような季節になってまいりました。どうぞ風邪を引かないように元気にこの年末乗り越えてください。

それでは、通告に従いまして前回に引き続きましてこの11月議会も一問一答方式によって質問をさせていただきます。

1番、福祉政策について。

(1) 福祉用具の支援についてお尋ねします。

障害者の方の日常生活をより円滑に行えるよう、必

要に応じて日常生活用具を給付する支援事業があります。こういった制度は、全国で行われています。移動支援用具や自動消火器、点字タイプライターや点字図書など、日常生活において必要なものが原則本人負担は1割ありますけれども、こういった給付をなされません。物には寿命があるので、多くの他都市では耐用年数を設けて再給付を行っています。また、利用される方のことを考えた国の基準を超えた独自の基準額や耐用年数を設けている自治体もあります。さまざまなメリットやデメリットを考えた上での判断であるとは思いますが、本市ではこの日常生活用具の給付について耐用年数を設けていません。もちろん耐用年数を設けなくても一切給付をされないというわけではありませんが、再給付のための手続は大変複雑で大きな負担がかかります。わかりやすさという観点からも、また利用しやすさという観点からも、耐用年数を設けることに対するニーズは高まっていると聞いております。こうしたことも踏まえた本市のこの事業に対する基本的な考え方をお聞かせください。

(2) 市営住宅のバリアフリー化や高齢者対応についてお尋ねします。

本市の階段室型の中層の市営住宅は、バリアフリーの観点からはつくられておりません。長年お住まいの方が高齢者になり、階段での上りおりができなくなり大変困っているという御相談をたびたび伺うことがあります。近年は、核家族化の進行によって、単身の高齢者あるいは高齢者の夫婦のみの世帯の増加が目立ちます。特に、生活の基盤である住環境の整備に関しては、さまざまな施策展開が求められています。さくら住座の再生事業や市営住宅の指定管理など、市営住宅に関する事業には大きな動きがありますが、本市の市営住宅におけるバリアフリー化のあり方や高齢者対策に対する御所見をお聞かせください。

3番、情報、コミュニケーションの支援についてお尋ねします。

本市では、障害や病気などで読書ができなくなってしまった方に録音図書などを貸し出していますが、点字図書に関しては扱いがありません。視覚障害者の方にとって重要な情報入手手段である点字図書は、一般

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられています。点字図書の普及を本市で行っていくことは、福祉の増進を図る本市の取り組みの中でしっかりと光を当てていくところになると考えます。御所見をお聞かせください。

そして、(4) 福祉文化会館についてお尋ねします。

こちらに関しては、先日福島議員が御質問をされましたが、少しだけ違う角度から、この通告をさせていただいた1回目の質問をさせていただいた上でお伺いをしたいと思います。

市民会館の建てかえに伴って福祉文化会館の廃止を視野に入れた検討が市長から提案をされました。さて、この福祉文化会館には、3階には勤労青少年ホーム、2階には女性ホーム、1階は老人センター、地下1階は障害者センターがあります。これらの持つ機能について、今後どのような形で検討されていくのか御説明ください。特に、地下1階の障害者センターは、3つの障害者団体の活動拠点となっています。こうした団体の皆さんが納得される新しい拠点となり得る場所をしっかりと確保していくことは本市の役割であると考えますが、いかがでしょうか。今後どのように計画を進めていかれるのか御所見をお聞かせください。

大きな2番、図書館政策についてお尋ねします。

これからの図書館の役割は、ここまでもさまざま議論をさせていただいておりますが、長期的な視点に立って現在公共図書館のあり方について御検討をいただいているところであると認識しております。

自殺をしたくなったら図書館へ行こう。少々刺激的なこういう表現ですが、これはアメリカの図書館のポスターの言葉です。ピストルをこめかみに当てた憂い顔の男性の前に積まれた本の山、その下に英文で、自殺しようと思うならやめなさい。そのかわり図書館へおいでくださいと書いてあります。図書館は、苦しみや大変なつらさを感じている人に対して解決の選択肢、問題解決の鍵を差し出せる場所でもあります。

これからの区づくりや地域の拠点となる図書館には、その地域、地区特有のさまざまな問題解決のために独自性のあるサービスを提供していく空間である必要があると考えています。本市図書館では、住民の皆

さんが抱えている問題を解決するための資料や情報入手する役割についてどのような御所見をお持ちかお示しください。

3番、学校教育についてお尋ねします。

市長の所信でも今議会の冒頭、職員の公務員倫理とコンプライアンスの徹底についてお話がございましたが、本市の教職員の方の不祥事がことしは頻発をし、地域や市民の皆さんの信頼を回復していくために、また何よりも子どもたちから信頼を回復していくために教育委員会や学校現場も含めて改めて徹底した意識改革等の取り組みが求められています。

教育振興基本計画の骨子案についてもさまざま議論がなされているところです。本市の目指す子ども像や教育理念、教育環境の議論もちろん大事ですが、やはり一番は現場を担っている人の人間力であると考えています。本市の教育理念、目指す教育を実現するために、教職員をどのように育成していく必要があるとお考えかお示しください。

大きな4番、岡山市の就学前教育・保育の在り方についてお尋ねします。

この就学前教育・保育の在り方については、保健福祉委員会で精力的な議論を継続されておられます。食育と授業料の2点についてお尋ねいたします。

このあり方の中には、食育についての基準がありません。食育は、国民、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするための重要なテーマです。

(1) この重要なテーマである食育に関しては、どのように本市として考えておられるのか御所見をお聞かせください。

(2) 幼保一体になった場合は、今の保育園と同様、自園給食を原則とするお考えかお示しください。

授業料についてお尋ねします。

(1) 幼稚園が一体化によってこども園に変わった場合、授業料についてはどのようにお考えか御所見をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○三木亮治 副議長 当局の答弁を求めます。

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

○岸堅士 保健福祉局長 福祉政策についての項、福祉用具の支援についてお答えします。

日常生活用具の給付事業は、重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業であります。再給付に当たっては、要綱で給付後、相当年数を経過し、修理が困難で使用に耐えなくなった場合としており、修理不能の証明書の提出をお願いしてきたところです。しかしながら、障害者の方から耐用年数の導入の要望が寄せられていることや、他都市の事例でも品目ごとの耐用年数を定めて再給付を認めている例が多いことなどから、再給付の方法についてどういう形がよいのか、他都市の例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉文化会館のお尋ねですが、福島議員にお答えしたとおりです。

以上です。

○山・健 教育長 点字図書の普及についてのお尋ねでございます。

市内には2万2,000冊以上の点字図書を所蔵しております岡山県視覚障害者センターというものがございます。視覚障害者の方であれば、無料で郵送貸出サービスを受けられますので、本市では当該施設の紹介を行っております。

なお、市が作成をいたしました岡山点字市政だより、岡山市議会だよりにつきましては、本市において点字資料化を図りまして、各市立図書館に所蔵しております。今後もこの関係施設との連携を深めながら点字図書の普及に努めていきたいというふうにお考えしております。

以上でございます。

○山崎康司 都市整備局長 本市の市営住宅におけるバリアフリー化のあり方や高齢者対応についてお答えいたします。

本市における市営住宅の建てかえ再整備に際しましては、エレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置や車椅子に対応した廊下幅の確保など、バリアフリー化はもとよりユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行うこととしております。しかしながら、

議員御指摘の既存の階段室型の中層の市営住宅につきましては、エレベーターを設置しても階段の上りおりの一部が解消されない構造になっていることから、高齢者等に対する日常生活の移動を円滑化するための根本的な改修は困難な状況にあります。

こうしたことから、上層階にお住まいの階段の上りおりが困難な高齢者の方等からの御希望があれば、1階住戸への住みかえをしていただくこととしております。また、一定の条件を満たす方からの御要望に基づき、手すりの設置や洋式便器への取りかえなど個々の状況に応じたバリアフリー化を行っているところであります。今後とも安全で住みやすい市営住宅を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山・健 教育長 図書館政策について、図書館の役割についてのお尋ねでございます。

公立図書館は、さまざまな資料や情報収集、整理、保存、提供するという基本的な機能に加えまして、講座、講演会、展示会、研究会などを実施いたしまして、市民の課題の解決を支援するという役割を担っております。これからもこの図書館が地域や個人の課題解決のための必要なサービスを提供できるように努めていきたいというふうには考えておるところでございます。

続きまして、学校教育について、教職員の育成についてのお尋ねでございます。

議員も言われていましたように、教育というのはやはり基本は人であります。教育は人なりと言われております。学校教育において子どもたちと日々直接かわる教職員の資質、能力の向上というのは、大変私自身も重要であるというふうにお考えしております。岡山市では、自立する子どもの育成というのを子ども像に掲げておりまして、それを目指してよりよい指導者であろうとする教職に対する揺るぎない情熱、子どもの学力向上や心に寄り添った指導、支援を行う教育の専門家としての確かな力量、さらに子ども、保護者、地域の方、同僚と信頼に基づく人間関係を形成する総合的な人間力、この3つの資質、能力が必要であり、これらを確実に高めることが大切であるというふうにお考え

ております。中でも、私は教育に対する揺るぎない情熱が最も重要というふうにも考えておるところでございます。

これらの資質、能力を高めるために、例えば使命感や向上心を高める先輩の経験講話によりまして情熱を培ったり、教科指導の研修によりまして力量を確かなものにしたたり、コミュニケーションを図る研修により人間力を高めたりしております。そして、それらを教職員の経験年数や役割に応じた研修の体系に位置づけているわけでございます。

また、学校・園内での日々の具体的な実践を通して、経験豊かな先輩教職員がノウハウを若い世代に継承したり、同僚とのかかわりの中で互いの実践を紹介し合ったりしながら、必要な資質、能力を高めていくということが重要であるとも考えておるところでございます。

したがって、教職員研修を一層充実させるということだけではなくて、やはり日々の実践の中での資質、能力向上のためには、学校組織の活性化を図るなどに努めまして、教職員の育成に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

岡山市就学前教育・保育の在り方についての項、食育に関してどのように考えているかとの御質問にお答えをいたします。

生涯にわたる人間形成の基礎を培う就学前の時期にとって、食育は重要な問題であると認識をしております。これまで幼稚園は幼稚園教育要領、保育園では保育所保育指針に基づいて子どもの実態や生活に合わせ、食に関するさまざまな体験の積み重ねを通じて食育に取り組んでまいりました。今後も食事をする楽しさを感じることや望ましい基本的生活習慣や食のマナーを身につけることなどの内容を教育、保育の中で計画的に位置づけ指導してまいりたいと考えております。

次に、幼保一体になった場合、自園調理を原則とするお考えかとの御質問にお答えをいたします。

平成22年6月1日の児童福祉最低基準の一部改正に

より、3歳児以上については保育所給食の外部搬入が公私立保育所全てで容認されていますが、現在本市の認可保育園では、全て給食を自園調理により提供されております。今後、幼保一体施設になった場合においても、食育の観点から子どもの発達に応じた食事やできたての食事を提供することは大切であると考えており、自園調理も含めてよりよい食事の提供方法について検討していきたいと考えております。

最後に、幼稚園が一体化になった場合の授業料についてお答えをさせていただきます。

本市では、幼保一体化施設として幼保連携型認定子ども園を想定しており、その利用者負担については国において公定価格として、現在の保育制度と同様に保護者の負担能力に応じた応能負担とすることとされており、具体的な水準については現在の利用者負担額の水準を基本に今後検討されることとなっております。本市におきましては、国の公定価格をもとに現在の幼稚園、保育園における利用者負担額を参考に適切な利用者負担額について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番高橋雄大議員登壇〕

○5番（高橋雄大議員） 御答弁ありがとうございました。

大きな1番の福祉政策についてから順次お伺いしていきます。

まず、日常生活の給付事業についてですが、改めて確認ですけれども、利用者の方からそういったいろいろなニーズを把握されて、その結果耐用年数を設けていただきたいという御意見が大勢を占めていたという認識でよろしいですか。

○岸堅士 保健福祉局長 議員おっしゃられるように、障害者団体の方とか、それからそれ以外、窓口に来たときに、福祉事務所の窓口に申請に来られたときとかで耐用年数をという要望を受けておるところです。

以上です。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

この耐用年数というのを設けることによって、メリ

ットとして、万が一耐用年数を迎える前に当該物品が壊れてしまった場合だったりとか、そういうことが仮に起こったとしても、また自動的にその年数が来れば給付を受けられるという安心感につながると、そういうメリットがあるというふうにもたくさん伺っております。ぜひそういうメリットあるいは利用者のニーズ、そういったものを勘案した上で導入についてお考えをいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

そして、市営住宅のバリアフリー化、高齢者対策についてですが、これから高齢化がどんどんますます進んでいくことによって、こうしたニーズはどんどん多様化をしていくと思っております。建てかえだったりバリアフリー化がもう既に整っている、市営住宅五千数百戸ある中で2割にも満たない状態であるというふうには伺っています。それを補うというふうな意味でも、本市のバリアフリー化のリフォーム事業があると思うんですが、これの周知だったり啓発というのはどのような形で行っているのでしょうか。

○山崎康司 都市整備局長 バリアフリー化リフォーム事業につきましての周知についてお答えいたします。

入居者の方からの御相談があれば事業について御説明をさせていただいておりますが、入居者の高齢化も進んでいるということから、さまざまな機会を捉えまして事業者、その事業に対しての周知に努めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひします。

以上です。

○5番（高橋雄大議員） ぜひ、知らない人が損をしないように周知を徹底していただきたいと思っております。なかなかバリアフリー化がなされていない市営住宅を一気に変えていくというのは無理だと思いますので、こういうところでカバーするというか、しっかり啓発をしてもらって、知らない人がいないようによろしくお願ひします。

そして、市営住宅の高層階に住んでいる人が体が高齢化によって不自由になって住みかえが必要な、そういった高齢者の方が1階に住んで一般の入居者の方に優先をして住みかえができるような仕組みをつくる

ということに関してどういった御所見をお持ちですか。

○山崎康司 都市整備局長 階段の上りおりが困難な上層階にお住まいの高齢者の方には、現在も御要望に応じまして同じ団地内ではございますが1階の住居があき次第、一般の入居に優先しまして住みかえをしていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） 一般の入居者に優先してっていうのは、1階に住んで、今現在1階に住んでる人と住みかえができるってことですかね。優先してっていうのは。

○山崎康司 都市整備局長 1階に住んでる入居者の方が退去が前提ということでございます。ただ、今募集をかけてる状況の中で、特に階段の上りおりが困難が上層階に住んでいるお年寄りの方が1階に住みたいということであれば、そういう一般の募集の中で優先をして住みかえをしていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

今、市内の市営住宅に関しては、順次いろいろ計画的に色分けをしながら整備だったり改修を行っておられるということですので、また高齢化の進行というのはますます加速していくと思っておりますので、こういったバリアフリーを含めた高齢者対策については、いろいろ柔軟に臨機応変に対応くださいますようお願いいたします。

そして、情報、コミュニケーションの支援についてというところで点字図書についてお尋ねをします。

いろいろ教育長から御説明いただきまして、いろいろ他の施設や団体と役割分担をしてということだったんですけども、録音図書だったり、今の中央図書館でも扱ってる録音図書だったり、あとは対面朗読に比べて点字図書であれば非常に読み返しが容易だったり、自分のペースで読書ができたり、その他のこういったハンディキャップサービスに比べて利用者の自由度が高いというメリットがあると思うんですが、この点はいかがですか。

○山・健 教育長 点字図書の普及と申しますか、その蔵書、これは先ほど申し上げた県のセンターというものがございますけれど、今岡山市の図書館で進めておりますのは、先ほど言われた録音図書、デジ図書と言われるものでございます。これも機能としましては、スピードを速めたり遅めたり、それから再生が繰り返してできるような機能とか、そのようなものも整っているようにお伺いしております。現在、4,000点を超える●ロクテン●図書もありますし、さらには今もボランティアの方が精力的に録音作業も進めてくださっておりますので、それらについて岡山市の図書館では整備をもう少し充実させていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

点字図書、それ以外でも録音図書でも拡大図書だったり、そういうのも含めたこういうハンディキャップサービスについては、例えば中央図書館の主催で講習会とかを行って、これを受講してもらって一定の技術を習得した方に協力者になってもらって、一定のお給料をお支払いしてとか、中身はいいんですけど、そういった点訳製作だったり、そういうのを講習を受けてもらった方に依頼するような仕組みをつくってみてはどうかと、これ御提案なんですけれども、そういうところに雇用之光を当てながら、市民協働でこういう点字サービス、点字図書の普及をさせていただきたいというふうに思うんですが、御所見があればお聞かせいただけますか。

○山・健 教育長 この点字図書を作成する上での作業というものが雇用につながらないかどうかというお尋ねなんです、視力が弱くなった方ですね、視覚障害を持たれてる方については、生まれつきの方と、それから後天的な方といらっしゃるわけですね。後天的な方については、指先の感覚とかそういうものは点字図書を読み取るだけのものがまだなかなか●

●が感じられない方もいらっしゃるようにお伺いしております。先ほどそういう意味でも録音というものも、録音図書、デジ図書というものが有効ではないかというふうにも思っているところでございます

て。点字図書というものが今後まだ普及をしていくと申しますか、しっかりそのあたりが充実を図られる中では、先ほど議員の提案されたような形というのも考えられるかもわかりませんが、現在のところそこまでは考えていないところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

それでは、(4)の福祉文化会館についてですが、こちらは先日福島議員が御質問されました。市の全体の方針として福祉文化会館を廃止して、許容範囲はこれから考えていくものの、同程度の市の施設で使えるところを使っていくという方針であるということを確認させていただきましたが、今市内の中心部にある福祉文化会館の配置と、そして公共交通を利用される皆さんの利便性、そういったことを考えれば、やはり同程度というものの中に中心部であったものはやはり次の移転先も市内の中心部でというふうに、そうすべきだと思うんですけれども、この点御所見はいかがでしょう。

○岸堅士 保健福祉局長 御提案もいただきましたけれども、昨日福島議員にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○5番（高橋雄大議員） 市内の中心部にある福祉施設ということであれば、保健福祉会館への移転なのかなあとか、あとはアイブラザとかもありますけれども、これから協議をされるんだと思うんですけど、市有施設を利用されるという方針というきのこの御答弁、かつ同程度の条件の移転先、これら立地も含めてですけど、施設の固有名詞も含めて何か具体的な今お考えはありますか。

○岸堅士 保健福祉局長 具体的な場所等もお示ししていただいての御質問ですが、福島議員にお答えしたとおりです。

以上です。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

市長の所信の中でも触れられてましたけれども、本市の福祉政策に対する姿勢だったり取り組みの質の向上、この取り組みについては理解をしていますが、ぜ

ひ利用者の皆さんの声というものに真摯に耳を傾けて  
 いただいて丁寧に説明等をしていただいて、そして課  
 題を整理していただいた上で次の移転先といいます  
 か、そういった同程度の条件というものを含めてお考  
 えいただきたいと思います。これまでと同程度あるい  
 はそれ以上の活動の保障、これまで本市で支えてきた  
 こういった障害者団体の皆さんの活動をしっかり保障  
 していくという責任を放棄すべきではないと思います  
 ので、この点は申し上げておきたいと思います。

そして、図書館政策についてお尋ねします。

利用者のニーズあるいは必要な情報の請求に対して  
 適切に対応するというレファレンスサービスという言葉  
 がありますけれども、このレファレンスサービスが  
 図書館の重要な役割であるというふうに考えてますけ  
 れども、この点では本市の公共図書館ではどのような  
 工夫をされているかお示してください。

○山・健 教育長 レファレンスサービスという、  
 私片仮名ちょっとわかりにくいんですけど、意味と  
 しては図書館に個人または地域それぞれに必要な資  
 料、また本の情報等も含めてそれをしっかり置くこと  
 が図書館の役割というふうに受けとめさせていただき  
 たいと思いますが。現在、岡山市も市域が広がってき  
 ておりますので、そういう個人がどういうニーズを持  
 たれているか、そして地域のどういう課題を解決する  
 ためにどういう情報が必要なのかということはしっかり  
 把握をさせていただきながら、それぞれのニーズに  
 お応えできるようには配置をしていくと、蔵書を持っ  
 ていくということはしていきたいというふうに考えて  
 るところでございます。

○5番（高橋雄大議員） そういった地域の課題で  
 あったりとか、地域独自のさまざまな課題があると思  
 うんですけども、そういうものにしっかり対応して  
 いく、情報を適切に提供していくというレファレンス  
 サービスに対応しているんだという、そういう旨の表  
 示、掲示だったりわかりやすい窓口というものを利用  
 者にしっかりわかってもらえるという工夫が必要だ  
 と思うんですけども、そういう地域独自のサービスっ  
 ていうのは、知る人ぞ知るような空間じゃなくてしっ  
 かり一般の利用者の人にわかってもらわなきゃいけな

いと思うんですけども。そういったところで今の市  
 営図書館で課題、現状、御説明いただけますか。

○山・健 教育長 先ほど申しあげましたそれぞ  
 れのニーズ、そして解決のための必要な情報、図書とい  
 うものについて、わかりやすくそれを提示させていた  
 だくというのが大切だろうと思います。そこへ行けば  
 こういうものがあるんだということになろうと思いま  
 すので。そういう、例えばですけど、郷土の資料コー  
 ナーというようなあたりを整理したものが、それが  
 わかりやすく、上を何か天井の案内を見ればすぐわか  
 るような掲示板ですね、そういう● ●について  
 はぜひ案内板も含めて作成をしていく、できてないこ  
 ろがあれば早急にしていききたいというふうに考えて  
 おるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

今、この公共図書館のあり方という基本的な方向  
 性についていろいろ議論をしていただいていると思う  
 んですけども、前回の議会でもいろいろ御質問させ  
 ていただきましたけど、ぜひいろんなさまざまな材料  
 をもって議論していただくようによろしくお願いま  
 す。そういう意味で、きょうのこのレファレンスサー  
 ビスというのも1つ御提案をさせていただきました。

それでは、3番の学校教育についてお尋ねします。

学校の先生については、いろいろな時代のいろい  
 ろな価値観の中でそれぞれの時代の先生像というの  
 があると思うんですけど、ちょうど私が小・中学校のこ  
 ろはまだ辛うじて生徒指導の先生から愛のむちとかも  
 まだあったんですけども、そういう時代の変化だっ  
 たりとか社会状況が変化していく中で、先生の指導  
 方法だったり先生と生徒との関係というのはどのよ  
 うに変わってきてるというふうに認識をされてますか。

○山・健 教育長 教師と教え子、子どもとの関係  
 というものは、私は時代が変わっても変わらないも  
 のであるというふうに思っています。そこにはやはりつ  
 ながり、心というものがある。しかし、ツールという  
 ものはいろいろな方法で変わってきております。指導  
 方法、いろいろな機器も入ってきております。そうい  
 うものに対する指導力を高めていくということは必要だ

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

ろうというふうには思っているところです。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

教育振興基本計画（骨子案）にある教職員研修の指針については、具体的にどのようなことを実施していく予定であるか。これ、教育者にふさわしい倫理観だったりとか道徳観というのは、共同生活だったりとか、あとは他人とのかかわりの中で自分を見出していくような経験をしないと、なかなか培われていかないと思うんです。だから、僕は昔の師範学校みたいな、そういうところで寮で学んで研修を受けて、そうじゃなきゃ資格を与えないとか、それぐらい大きな改革が必要だと思ってるんですけども。岡山市の目指してる教育だったり子ども像、岡山市の理想としての学校教育というのを実現するためにどういった教職員研修というのが必要であるとお考えか教えていただけますか。

○山・健 教育長 現在行っております教育研究研修センターでの研修というものにつきましては、職能であるとか経験者の● ●分けての研修であるとか、そういう内容に応じて、また受講者の希望に応じて研修計画を立てててございますけれど、先ほど議員が言われたように、やはり座学だけではだめだろうと思います。いろんな経験、さらにはいろんな方のお話を聞く、そしてまた自分たち、その参加者同士が協議をして演習をしていくというような形を、いろんなことを工夫しながら資質を高めていくということが大切ではないかなということを思っているわけでございます。

もう一つは、先ほども申し上げましたけれど、やはり校内の中での教職員同士の研修ですね。その研修というのは、いわゆるきちと場をとらなくても、そこでの隣同士での会話、先輩から後輩へというところも大切にしないといけないだろうということも、それが本当に身についた研修、能力が高まっていくことにはなっていくのではないかなということも思ってるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋雄大議員） ありがとうございます。

ぜひ20年、30年、なかなか時間かかるとは思いますがけれども、ぜひ未来を見据えてよろしくお願ひします。

それでは最後に、就学前教育・保育の在り方についてというところで、食育についてお尋ねをしました。教育振興基本計画（案）の中の大きな体系図の中に、健やかな体でたくましく生きる子どもの育成という政策の中に、明確に食育の推進という施策が、全体の骨組みとか体系の中に示されているんですが、この教育振興基本計画は18歳未満の子どもを対象にした計画であるというふうには伺っているんですが、この就学前教育・保育の在り方の中には、この食育という文言がないんですけども、この辺は整合性がとれてるのかということをお示してください。御説明ください。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

幼保一体における食に関する指導、実践につきましては、教育指導基本計画との整合性を図りながら地域の中での実態に合わせて計画を立て、指導していくことが大切であると考えておまして、各園が工夫のもとに取り組んでいく必要があるということから、在り方の中には記述をいたしてないところでございます。

○5番（高橋雄大議員） この教育振興基本計画の中に明確に体系の中に食育という言葉が明記されてることは、それだけ食育というのが大切だ、重要だというふうなものだというふうに認識されてると思うんですが、そうじゃないんですか。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

特に、就学前の子どもたちにとりまして、本当に人格を形成する、培っていく非常に大切な時期。そういう中で、本当に食育を通して、いわゆる食というものを通じて命の大切さというもの、そういうものを実感する、あるいは地産地消ということで地域というものを愛する心を育てる、そういうふうな本当に人格形成の中で大切なものということは思っております。岡山市の全体の食育の基本計画の中にそういうことも位置づけられておまして、また基本計画、教育振興基本計画の中にも位置づけられておまして。そういう方向の中で、各園でしっかり工夫をしていただければというふうに考えております。

○5番（高橋雄大議員） この在り方の中にもぜひ

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会5号（12／7）＞

明記していただきたいんですが、いかがですか。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

私どもといたしましては、そのあたりにつきましてはやはり基本計画、岡山市のあるいは教育振興基本計画の方向性、そういうものを踏まえながら各園で工夫していくものだというふうに考えております。

○三木亮治 副議長 以上で高橋議員の質問は終わりました。（拍手）

次は、順序に従いまして千間議員。

〔17番千間勝己議員登壇、拍手〕

○17番（千間勝己議員） おはようございます。新風会の千間勝己でございます。

寒い中、特にけさは冷え込んでいます中、傍聴席のほうにも多数御出席していただきましてまことにありがとうございます。

まず、先日15日に視察中に亡くなりました明政クラブの土肥議員の御逝去を悼み哀悼をささげたいと思います。私は、まだ1年半ほどのおつき合いでありましたが、よく新風会派の控室のほうにも顔を出していただき、いろいろなお話だとか御指導していただきました。また、視察のときなどもいろいろ指導していただいたり御意見をいただき、面倒見の非常にいい先輩議員でした。先日、奥様が会派へ御挨拶に来られましたとき、議員の皆様にはくれぐれもお体に気をつけてくださいと言われたことが非常にぐっと重みを感じられました。土肥議員の御冥福をお祈りいたします。

私は、地域のこととか、その地域のインフラを中心に個人質問をしておりましたが、今回は都市整備局のほうで前向きな検討をしていただけると聞いておりますので、急遽趣向を変えまして質問を考えました。少し今までと趣向の違う質問になってまいりますが、岡山市全体に関係することをお聞きしたいと思っております。

次に、この11月会議よりインターネットが中継されます、実施されます。試行ではなく実施されます。といったことで、全国で岡山市議会も見られるようになってまいりました。また、もっと大きく言えば、インターナショナル、世界でも見てもらえるようになってまいりましたので、少し身を引き締めて頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

1、岡山市のノロウイルス感染状況、また対応策。  
カキがおいしい時期になってまいりましたが、同時にノロウイルスが流行する時期でもあります。ことしは、例年になく大流行の兆しが出てきております。先日、もう11月になりますが、10日ほど前のNHKニュースより引用しますと、ノロウイルスなどによる感染性の胃腸炎の患者がことしは5年間で最悪のペースでふえていることから、厚生労働省は食べ物による感染を防ぐため、飲食店などに対し手洗いや調理器具の消毒などを徹底するよう呼びかけております。

ノロウイルスは、感染力が非常に強く、患者が吐いたものなどさわった人の手などを介して口から感染し、激しい嘔吐や下痢を引き起こします。国立感染研究所によりますと、全国およそ3,000の小児科から報告されるノロウイルスなどによる感染性の胃腸炎の患者数は、10月中旬からふえ始め、11月18日までの1週間で1医療機関当たり11.39人となっています。これは、この時期としましては、この5年間で最も高い値だそうです。また、先月から全国の飲食店や旅館などで起きたノロウイルスによる食中毒は37件で、患者はおよそ1,100人に上っているということです。このため、厚生労働省は、食べ物による感染を防ぐため、飲食店などに対し石けんで手洗いするほか、調理器具を85度以上の熱湯で1分以上消毒する、それに感染した人が使った食器などは塩素系の消毒剤で洗うことなどを徹底するよう呼びかけております。また、ほかの資料から、耳かき一かきほどの量の便に1億個以上のウイルスが含まれ、10個から100個が体に入っただけでも感染するという非常に感染力の強いウイルスと言われております。

そこでお尋ねいたします。

(1) まず、ノロウイルスとはどのようなものですか、少し詳しく教えてください。また、感染力が強いと言われますが、どのように感染していきますか。

(2) 今現在の岡山市のノロウイルス感染状況はどのような状況でしょうか。世代別にも出していただければ助かります。

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

(3) この冬、岡山市としてはどのような予防対策をお考えでしょうか。幼稚園、保育園、小学校、中学校、また高齢者施設、飲食店関係等々の各分野ごとにどのように予防対策指導を行っておられますか。

(4) 広報活動はいかがですか。周知徹底はどのように行われておられますか。

(5) 具体的な洗浄剤等があれば教えてください。

やはり、早期発見、早期対応が一番だと考えております。

次に、2項目めに入ります。

2、行財政改革と業務の合理化。

新しい県知事の伊原木氏も言われております。民間の手法で県民ニーズをつぶさに酌み取り、最少のコストでタイムリーな政策を実現する、顧客重視、コスト意識、スピード感の3つを取り入れることでよりよい結果が生み出せると確信していると所信表明で発言されておられます。民間事業感覚で進めたいと言われていのでしょうか。

岡山市も、今まで行財政改革を進めてこられて、それなりに成果を出されておられるようですが、(1) 今までにどのくらいの成果がありましたか。年度ごとにお願いたします。

(2) 今現在の改善項目での改善効果はいかほどに計算されておられますか。平成23年度の実績もしくは予測はいかがですか。まだまだ追求されてはいかがでしょう。

私は、工場管理をした経験があります。K A I Z E Nということをいろいろやってきました。トヨタの改善方法でございます。この考え方は、無駄、無理、むらをなくする方法でございます。これは、工場の改善だから対人関係、市の業務とは違うと言われるかもしれませんが、視点によっては使えるものも多くあるのではないのでしょうか。

まず、多能工ですが、1人の作業者が複数の工程の作業をこなせるようにトレーニングすることであり、これにより生産負荷が低い工程から高い工程へ人員を柔軟に異動させ、負荷の平準化を常に行えるようにする。この平準化というのは、仕事の少ないところ、大きいところ、負荷の大きいところを平らにして仕事を

スムーズにするということです。

次に、1人で複数の加工機械を受け持ち、工程の少人化を実施する。この少人化というのも、少ない人と書いて省力化を図ることでもあります。要は、平準化を図り、忙しい職場の応援に行くこともできることもできます。例えば、窓口業務で、また局内で、また局をまたがる業務、もっと考え方を広げますと公民館と地域センターとあわせて運用するとか、こういう多能工的な考えができるのではないのでしょうか。

(3) こういった考え方を各所に採用できませんか、御所見をお願いいたします。

次に、作業効率の件でございますが、朝の職場に立つ時間が遅いのではないのでしょうか。民間では、始業5分前には席に着き、時間になれば即仕事ができる体制を考えますが、市の職員はいかがですか。少しずつの時間ですが、人数が多いと積もり積もって多くの時間になっていきます。例えば、この庁舎に2,000人がいるとして、1人5分ロスするとします。1万分になってきます。1人の持ち時間が1日450分と仮定しますと、22.22人になってまいります。これが毎日続きますので、これも大きなロスではないのでしょうか。

(4) この御所見をお伺いいたします。

また、机に座っている、パソコンに向かっているから仕事をしているのではなく、成果が出ているのか、どのようなことが進んだのか、結果が出ているかを評価していく姿勢が必要ではないですか。

(5) 成果主義をいかにお考えになりますか。

次に、委託業務。

同じ作業をしていますが、民間の賃金が半分、市の職員が行うと倍というような仕事があります。これらは、全て委託したほうがよいのではないですか。人件費も職員数も減らせる、もしくは市側の労働費を下げるのか。

(6) この件もどのようにお考えになりますか。

また、こんな改善もあるのではないのでしょうか。網紀肅正といってもなかなか実情が改善されていないのが今の現状ではないのでしょうか。上司がしっかり監督管理をしないと、上にいるだけでは役に立っていない。係、課なりの仕事が同一方向に向かい監督管理を

して成果を出していかなければならない。そのとき、やはりメンバーの人間の管理も必要になってまいります。これができていないから、最近はいろいろな失態が表面化しているのではないのでしょうか。そのための対応、事後処理等で多くの時間が費やされ多大なロスとなっております。このロスを少なくすることで前向きな仕事が多くできる、これも立派な改善ではないでしょうか。

(7) 関係部署の御所見をお願いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

よろしく御答弁をお願いいたします。(拍手)

○三木亮治 副議長 当局の答弁を求めます。

〔高谷茂男市長登壇〕

○高谷茂男 市長 それでは、千間議員の行財政改革と業務の合理化についての御質問にお答えをいたします。

私は、市長就任以来、行政サービスを最少の経費で最大の効果を上げるべく、職員の3年間採用凍結や職員採用中期計画の策定などの人件費改革、また行政の無駄を徹底的に見直すべく、国に先駆けての市民事業仕分けの実施や各部局による庁内事業仕分けの実施等の徹底した行財政改革を行ってまいりました。財政指標につきまして、就任当初の平成17年度決算と平成23年度決算を比較いたしますと、経常収支比率が94.1%から87.4%、実質公債費比率は21.2%から14.8%と改善してきております。

また、行政サービス棚卸しの財政効果を申し上げますと、中核市であった平成17年度から平成20年度までの4年間の取り組みで約245億円、政令市移行後の平成21年度から平成23年度までの3年間の取り組みについては、平成23年度分の財政効果約16億円を含めて約88億円、総計といたしまして約333億円となっております。こうした取り組みにより捻出した経営資源については、子どもの医療費や心身障害者医療費の拡充等の福祉サービスの充実、橋梁の耐震補強等の都市インフラの整備強化、また新市民病院の整備など都市ビジョン実現に向けた効率的な活用に努めているところでございます。引き続きさらなる市民福祉の向上や岡山市の発展に必要なまちづくりのために行財政改革に徹

底的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○岸堅士 保健福祉局長 ノロウイルスの感染状況、対策の項の中で、ノロウイルスとは、それから本市の感染状況は、予防対策、広報、具体的な洗浄剤はとのお尋ねにお答えします。

ノロウイルスは、30ナノメートルから38ナノメートルの形状で、口から入り、腸粘膜上皮細胞で感染、増殖することで、下痢、嘔吐などの非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種です。感染した人のふん便や嘔吐物あるいはそれらが乾燥したちりやほこりを吸い込んで感染するほか、ノロウイルスに感染されたカキなどの貝類やノロウイルスに感染した調理従事者の用便後の手洗い不良などにより2次汚染した食品を未加熱で摂取することにより食中毒を起こす場合があります。

ノロウイルスを主な感染源とする感染性胃腸炎は、10月末までは1週間で1医療機関当たり3人から5人程度でしたが、10月（後刻、「11月」と訂正）末週で17.07人と急増しています。

世代別の状況については、感染症発生動向調査による小児科医からの報告に限られますが、報告のあった中での割合はゼロ歳から5歳が66.6%、6歳から10歳が16.7%、10歳代が10.4%、20歳以上が6.3%と、乳幼児が6割を超える状況となっております。

また、ノロウイルスの予防ですが、生活環境、水、食品、人と、さまざまな感染ルートが存在することから、その感染ルートに応じた予防対策が必要であり、特に手洗いは感染防止には欠かせないことから、集団生活施設や飲食店等の食品取扱施設関係者のほか、一般家庭も含めて衛生的な手洗いの実施を中心に啓発、指導を行い、感染予防に努めているところです。

このほかの広報活動や周知方法としては、市ホームページや広報紙への掲載のほか、衛生講習会や施設立ち入りを通じてノロウイルスの特徴や予防策に関して注意喚起を行っています。

また、洗浄剤については、ノロウイルスを不活性化するには一般的な消毒用アルコールでは効果が十分でないため、施設設備等の消毒には熱湯もしくは塩素系

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

漂白剤の使用が有効な消毒方法であることをあわせて周知しているところです。

済みません、発生状況の中で「11月末週で」と申し上げるところを「10月」と申し上げました。訂正をさせていただきます。

以上です。

○福山潔 行政改革担当局長 行財政改革と業務の合理化の項、多能工の考え方を各所に採用できないかの御質問にお答えいたします。

職員が効率的で効果的に職務を遂行することは、市民サービスの向上とともに行政コストの低減に直結するものであり、行財政改革を推進する上でテーマの一つであると考えております。議員御指摘の点は、職員の配置や業務のマネジメントにかかわる効率的で効果的な組織運用として重要な視点であります。

市では、一部組織をフラット化し、現状でも例えば支所や地域センターにおいては、税や住民記録、福祉、国民健康保険など、複数にわたる分野の受け付け等事務処理を行っており、また課内の人員配置は所属長権限に一定の裁量が付与されております。局内、局をまたがる場合など、こうした手法や仕組みの適用範囲の拡大などにつきましては、職務の専門性等も踏まえながら十分に考慮していきたいと考えております。

続きまして、民間のほうが高い賃金の場合、全て委託したほうがよいのではないかと、市側の労働費を下げるとか、そういうことについてどう考えるかという御質問でございます。

市業務の民間委託に関しましては、新潟山市行財政改革大綱（長期計画編）で改革手法の一つとして捉え、民にできるものは民へという基本スタンスでその推進を図っているところでございます。そういった中で、単に費用の面から比較して、安いものを全てを委託するというのではなく、民と官の役割をしっかりと捉える中で委託の管理監督能力の担保や事業ノウハウの蓄積など、行政としての責任や役割をしっかりと保持した上で、民に任せべき分野については民間委託を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小田行治 職員担当局長 朝の職場に立つ時間が

遅いのではないかとのお尋ねにお答えします。

職員は勤務開始時刻と同時に執務を開始できるように登庁しなければならないことは当然のことです。本市の多くの職場の場合、勤務開始時間は8時半ですので、この8時半は執務開始時間であることを職員に徹底してまいりたいと考えております。

続きまして、成果主義をいかにお考えになりますかのお尋ねについてですが、行き過ぎた成果主義は、自己の成果を上げることにのみとらわれ、成果探しや個人主義に走り組織が崩壊してしまうといったマイナスの●セイレイ●もございます。しかしながら、成果、結果を適正に評価していくことは、職員のモチベーションを高めていく上でも重要であると考えております。ただ、成果だけに着目するのではなく、プロセスの中で発揮された能力や行動、姿勢などについてもしっかりと評価しなければならないと考えております。

最後になりますが、綱紀粛正といっても上司がしっかりと管理監督をしないと、上にいるだけでは役に立たないなどのお尋ねについてですが、不祥事が続いていることは遺憾であると考えております。こうした不祥事を未然に防止するためには、管理監督者の職場マネジメントが重要であると考えております。こうしたことを踏まえて、人事部門といたしましては、全所属長を対象に、これまで起きた不祥事案に限らず職場に潜むさまざまなリスクを知り、不祥事の発生を未然に防ぐことを目的にリスクマネジメント研修を年内に実施することにしております。また、今後も階層別研修や専門研修において職場管理者のさらなるマネジメント能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[17番千間勝己議員登壇]

○17番（千間勝己議員） 御答弁どうもありがとうございました。

保健局のほうから詳しい状況いろいろありがとうございます。その中で、ちょっと2点ほど、もう少し確認したいのがあるんですけども。ノロウイルスの感染状況で、若年層が約6割、20歳以上、成人以上が残り4割だと思っておりますが、最近が高齢者が大きな問題になっております。高齢者との区別ができないか。体力

的には高齢者が非常に弱いので、かかると重症になる傾向も多いんです。そういうことにより、死亡まではいくかどうかわかりませんが、この辺をしっかりと養護したいと思いますので、この辺がどうか後期高齢者というか75歳以上とか、その辺の分類ができればこの辺の対応をしっかりとしていきたいと私は考えるんですが、保健福祉局のほうではどうでしょうか、御意見を願います。

それからもう一つ、広報活動ですが、ホームページ、それからほかの広報紙、講習会等でやられているということで、ホームページは若い方はよく見られるとは思いますが、先ほどのように高齢者になってくると余り見られる方おられない。そういう中で、周知徹底が難しいと思いますので、この辺も高齢者向けだとか、そういった方向はどのようにされてるか、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それから、行財政改革と業務の合理化のほうですが、市長、どうもありがとうございます。大分成果が

● ●いいと思います。

私がここで、全般的に言いたいのは、仕事の無理、無駄、むらをなくしてもっと合理的にできないかということを総合的にはお尋ねしてるんであって、今まで行財政改革でできたことももちろんですが、これからももう少しシビアに見ていってもらって、合理化してもらえれば、少人化とか合理化ができてきて、より財政に有利になるのではないかと考えておるんです。そのときに先ほど言われましたが、余り成果主義もよくない、それから無理はよくない、もちろんです。ですから、無理、無駄、むらを省くのであって、余り強引な仕事をすると無理が出て体を壊すとか、それから現場のほうではミスが出るとかということがあるんで、これは我々言うには標準作業というんですが、ある一定の習熟した人が一定の速度である程度の、それが決められるんですけどね、定義があるんですけど、そういうところで作業できることを標準作業といいますが、そういったのを決めるんですけども、これは対人関係があったりいろいろ計画的なことがあったり難しい面がありますが、仕事っていうのはやはり無理、無駄、むらをなくして平準化をして、あるところに仕

事が固まらない、全般的、職場で皆さんで全体を進めていこうというのが趣旨です。

そういった中で、先ほどの順序が変わりますが、管理マネジメントをしっかりとやっていくということではありましたが、今までもいろんな不祥事があつたときに綱紀粛正だとかいろんなことをやられてきていると思いますが、なぜ結果が出ないのか、私はそこを聞きたいんで、ただ言ったからいいのではなくて、言ったらその結果、どういうふうな指導してどういう行動が出てくるかやっぱり調べないと、何も効果が出ないと思いますので、その辺、もう少し具体的とかどういふふうなチェック、いわゆるよくPCDAですね、プラン・ドゥー・チェック・アクション、これをしっかりとやっていかないと、ただ言った、現場のほう、部下のほうは聞いた、しかし結果が出てこない。やっぱりその辺はそのPCDAサイクルをしっかりと回してもらいたいと思います。その辺、もう一度御意見願います。

先ほどの成果主義に対しては、成果ばかりを求めるわけではありません。やはり先ほどから言ってるように、バランスよくやっていくことで、余り無理はしてはいけません。ただ、のんびりもしてはいけませんので、その辺のバランスが難しいということです。

それともう一つ、委託業務のところ、この辺は民間と官とのバランスを考えるとと言われてます。私も極端に全部委託したらいいのではないとか人件費も安くなると言いましたが、やはりそれは中身をしっかりと考えていただき、最低限の品質だとか管理していかなくちゃいけないものは市のほうに残すとか。市のほうから委託するとしても、しっかり民間のほうにもこれとこれは守ってくれということとはしていただきたいと思えます。この辺ももう一度詳しく御意見いただきたいと思えます。

以上、2回目の質問を終わらせていただきます。

よろしく願います。（拍手）

○三木亮治 副議長 当局の答弁を求めます。

○福山潔 行政改革担当局長 民間委託で官と民の役割をはっきりするという点についてももう一度ということでございます。

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

市役所の仕事の中には、当然単純な作業で大量作業がございますので、そういったものは民間委託に今現在でもたくさん出しております。その中でも、いわゆるその中にあるプライバシーのことですとか、それから市の一応管理運営事項の秘密にあることですとか、そういったものをお出しするときには、契約の中できちっとその秘密を守るようにという、そういう担保もいたしております。これは一例でございますけれども。そういうことの中で民間委託、これも繰り返しになりますけど、適正なものを適正にお出ししていくということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○岸堅士 保健福祉局長 ノロウイルスの関係で、感染状況について高齢者の数、感染状況等はわからないのか、それから広報についてのお尋ねをいただいております。

議員も御案内されましたけれども、ノロウイルスの発生状況ですね、どうして把握してるかといいますと、全国3,000カ所の小児科の医療機関からの報告をいただく感染症発生動向調査によって把握しております。これで全体的な傾向というものがわかるということで、それはなぜかと申し上げますと、小児はかかりやすく、発症した際には受診につながりやすいことから、全年齢の中で一番敏感に流行動向を反映しており、高齢者のみならず全年齢の状況把握につながるということで、その情報をもとに対応とか発生状況をつかんでいるところです。

そして、高齢者に関しましては、ノロウイルスは感染力が強いため、介護保険施設や通所サービス等の集団の中での感染拡大が起こりやすく問題となるため、そうした施設において集団発生が起こった場合には保健所へ報告していただいております。そして、報告があった場合には、当該施設に対しましては毎日の発生状況の確認や消毒等の指導を行い、感染の拡大防止に努めているところです。

それから、広報ですが、広報紙等だけでなくもっとということなんですけど、特に集団のほう、それから直接調理する方、食品衛生指導員、それから調理従

事者に対する講習会、それからイベント、FM、通常のラジオ等でも引き続き注意喚起には努めていきたいと考えております。

以上です。

○小田行治 職員担当局長 綱紀肅正といっても不祥事が起きている、もっと原因を追求しなければならぬのではないかというお尋ねについてまずお答えします。

従来、管理職の研修においては、階層別研修や専門研修というような形で研修を行ってまいりました。今回考えておりますリスクマネジメント研修というのは、今までにない、不祥事の発生ということに限らず、やはり職場管理の中に潜んでいるリスク、これをチェックシート等を使ってどこが足りないのか、どこが不足しているのかというようなことを専門の講師を招いて研修を行ってまいりたいと考えております。こういうことによって、今まで表に出てきてなかった危険なところが出てくるのではないかと考えております。

続きまして、成果主義について再度のお尋ねでしたが、本市の場合、職員の仕事の成果、職務遂行上、見られた能力及び職務に対する取り組み姿勢等について客観的かつ継続的に把握し、統一の基準で公正に評価することにより、またその結果を個々の職員に応じた人材育成、適正な任用及び給与制度、能力を最大に発揮できる配置等に反映させることにより、職員一人一人の意識改革を促すとともに、組織の活性化につながるができるのではないかと考えております。

以上です。

○三木亮治 副議長 以上で千問議員の質問は終わりました。

次は、順序に従いまして林潤議員。

[23番林潤議員登壇、拍手]

○23番（林潤議員） 皆さんこんにちは。日本共産党岡山市議団の林潤です。

今議会冒頭で土肥議員への敬弔決議が行われました。私もこの間、議会改革を議論する中で、経験に裏打ちされた含蓄のある発言にいつも感心しながらこの議論に取り組みせてもらいました。その議会改革の一

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

環で一問一答方式が施行されることになって、私今回初めてその方法で取り組みます。こうした経験を通じて議員のスキルアップ、それから当局のほうの対応の向上もあるのかなと思います。この機会をしっかりと生かしていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

大きい1、就学前教育・保育の在り方（素案）について。

就学前教育・保育の在り方について（素案）——以下素案と言います——のパブリックコメントが行われました。多くの意見が寄せられたと聞いています。パブリックコメントの前と後で素案が変わったのは、本文21ページの中で全部で2行ほどふえたことだけです。内容も幼稚園、保育園のよい部分を生かせるようにといった当たり前の書いても書かなくても同じ当たりさわりのない文言です。意見を反映させる姿勢が見えない変更です。

パブリックコメントでは、説明不足や不安が意見として寄せられています。岡山市保健福祉政策審議会でも、反対ではないが慎重にとの発言が複数の委員から出されました。

パブリックコメントでも審議会でも最大の課題は保育園に入れない子どもがいることとされています。私も同様に考えています。しかし、素案では保留児解消の展望が示されていません。素案の発想が安上がりに済ませるための幼稚園の利用から始まっているからです。本当に幼稚園の施設を利用するには、調理室、お昼寝スペース、布団の収容などハードの整備とともに保育時間が長くなるのに伴って人の配置が必要になります。財政事情が前面に出ている素案では、保護者の不安を拭うことはできません。民営化も単純に保留児解消にはつながりません。市民がわからないと意見表明をした素案は、組み立て直し、地域性と市民ニーズを検討し、何年で何人の保留児を解消するのか案を示して市民の意見を聞くべきです。幾ら法に基づいた措置でも、民間に対してはお願いの面があります。入園の相談を受けるたんびにそう思います。むしろ、制度面で公的責任を後退させられたときに、市が保育に欠

ける児童を措置する実行力を保持しておくことが必要です。

国との関係では、整理が不十分で見通しが不透明です。社会保障と税の一体改革で文科省の所管、厚労省の所管に内閣府の所管が加わって制度が複雑化しました。そのもとで、何にどれだけ予算がつくのかもまだわかりません。岡山市がコスト削減のつもりでやったことが、国の制度に乗らなかつたら、本当に市の負担軽減になるのかわかりません。

そこでお尋ねします。

1、パブリックコメントは幾つありましたか。その反響をどう考えていますか。分析はどうなっていますか。

2、パブリックコメントを受けての素案の変更がわずかしかないのは、反対や不安を示した市民の意見を反映する気がないからですか。

3、一律に幼保一体化、統廃合、民営化の方針を出すのではなく、空き教室の状況、保育園と幼稚園の位置関係など、個別に施設の有効活用の工夫をすることが先決ではありませんか。

4、入園可能児数を算出する際に、地域性等を加味せず、単純に施設の数から算出する発想が問題ではありませんか。それが待機児を保留児と言いかえて、結局保育園に入れない子どもをつくっている原因ではありませんか。

5、保留児解消のスケジュールは示せませんか。

6、拙速な幼保一元化と統廃合ではなく、総合的な子育て支援を行う保育園を充実させるべきではありませんか。

7、小学校で、幼稚園から入ってきた児童と保育園から入ってきた児童で身につけてきたものが異なっていて困るとの声があるのですか。

8、素案では、保育士と幼稚園教諭の受けてきた教育ややっている実務の違いの分析が不十分ではありませんか。一体化を言うなら、業務のすり合わせのために共通点と相違点を明確にしないとうまくいかないのではありませんか。

9、社会保障と税の一体改革により、自治体が保育に欠ける児童を措置する際に、何にどれだけ国の予算

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

がつくのかお示してください。

10、国に対して公立保育園の新設や建てかえができる予算をつけるように要望していますか。

11、素案を案にするのは時期尚早ではありませんか。

大きい2に移ります。

「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」について。

国の生活支援戦略の一環のモデル事業として、岡山市が「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」を始めます。私は、10月に島根県で開かれたパーソナル・サポート事業推進フォーラムに参加し、国の生活支援戦略の全体像や先進事例を学ぶことができました。伴奏型支援や中間的就労、経済的困窮だけでなく、社会的孤立からの脱却など、総合的に寄り添った事業が展開されています。今回、市のパーソナル・サポート・サービス事業は、生活支援戦略の中の社会参加と自立の支援の部分になると思います。生活支援戦略には、貧困の連鎖の防止、生活保護給付の適正化、自治体業務の軽減があります。一概にいいと言えないものもありますが、貧困の連鎖の防止は必要です。ただし、パーソナル・サポート・サービスだけではできない課題です。行政の役割が求められます。

また、市長の提案理由説明に、福祉ジョブ・サポート・スペース岡山を開設することが上げられていました。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者に対し、福祉と就労の一体的支援の充実を図るためとしています。福祉ジョブ・サポート・スペース岡山により生活保護の相談時を含めた早期の就労支援を行うとのこと。自立のための就労支援は当然ですが、生活保護の相談時からとなると、いわゆる水際作戦にならないか心配があります。

そこでお尋ねします。

1、今回の「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」の特徴は何ですか。

2、伴奏型支援はマンツーマンかそれに近い体制が必要になると思います。ニーズの予測とサービス提供の体制はどうなっていますか。

3、ホームレス対策との関係はどうなりますか。

4、福祉ジョブ・サポート・スペース岡山との関係はどうなりますか。

5、市が行う自立支援、就労支援の各種事業は、国の生活支援戦略での位置づけはどうなっていますか。

6、福祉ジョブ・サポート・スペース岡山ができたことで、生活に困って相談に来た方に対して、就労の努力が先だと申請をさせないようなことがあってはならないと考えます。御所見をお聞かせください。

7、国のモデル事業終了後、来年度は市として存続させる方針ですか。

8、パーソナル・サポート・サービスを含む生活支援戦略の政策目的の貧困の連鎖の防止に市はどう取り組みますか。

大きい3、武道必修化について。

中学校の体育で武道が必修化されました。岡山市は移行期間から実施していたので、ことし特に変化があったわけではありませんが、制度の節目の年に質問します。

女子では相撲が楽しまれているそうです。ふだん体をぶつけ合うことが少ないので新鮮なのでしょうか。学校の体育でさまざまな体験に触れられることは大切だと思います。私は、中学校、高等学校と柔道部で汗を流してきました。今でも畳ですりむいた跡が手に残っています。耳は潰れませんでした。（笑声）経験を通じて武道のすばらしさと安全に留意する必要性をも感じています。柔道を部活できちんとやると、体育の授業時間数くらいは全て受け身の練習で終わってしまうくらいですが、安全面についてはこれまで答弁がありましたので、今回は義務教育として費用負担についてお尋ねします。

武道の種類により必要な用具が異なります。学校によって用具の準備が異なっています。新日本婦人の会岡山支部が市内の公立、私立の中学校にアンケートを行い、16校から回答がありました。私立からも回答が含まれていました。用具の自己負担について、柔道は胴着を貸し出しているところも自費購入のところもありました。相撲や剣道では全て学校の貸し出しでした。学校の設備について、剣道の防具が不十分、畳が少ない、古い、土俵が足りないという回答がありまし

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

た。武道の種類は学校ごとに決まっているので、生徒が選ぶことはできません。義務教育で必修化されたものが市内の住んでいる地域で選択できずに負担が異なるのは不合理です。

そこでお尋ねします。

1、義務教育の中で、たまたま住む学区によって費用負担が異なるのは解消すべきではありませんか。必修化された以上、どの武道の用具も市で予算化して学校で準備するべきではありませんか。

2、畳や土俵、剣道の防具など学校の設備の状況を把握し、老朽化や数の不足を解決する必要はありませんか。

3、学校ごとに学ぶ武道の種目は決められていて、生徒には選択できません。学校での種目の選択や変更はどのように行われていますか。

以上お尋ねして第1回目の質問といたします。

答弁よろしくをお願いします。（拍手）

○三木亮治 副議長 当局の答弁を求めます。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

岡山市就学前教育・保育の在り方につきましての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、パブリックコメントは幾つあったのか、反響、分析は、パブリックコメントを受けて素案の変更はどの御質問にお答えをいたします。

パブリックコメントは、10月12日から1カ月間実施し634件の御意見をいただいております。就学前教育、保育への関心の高さがうかがわれました。

いただいた御意見については、在り方が公立保育園、幼稚園等の施設整備の方向性を示した指針であることが十分御理解されておらず、具体的な内容の記載がないことへの不安や新たな取り組みへの心配から、説明してほしい、現場の意見をよく聞いて進めてほしいなどの内容が多数を占めていました。

これらの御意見を踏まえ、幼稚園、保育園の職員については、在り方についての意見をしっかりと聞くとともに、理解が得られるよう説明会を実施しているところです。一方、保護者については、料金や保育内容などに対する不安についての意見が多かったことから、今後新しい制度や幼保一体化施設の詳細についてわか

り次第、ホームページ等さまざまな方法で周知、広報に努めていきたいと考えております。

なお、在り方につきましては、現在パブリックコメントの御意見なども踏まえ、補足説明の追加や修正を行っているところです。

次に、一律に方針を出すのではなく、個別に施設の有効活用の工夫をすることが先決ではという御質問にお答えします。

個々の施設については、教育、保育などの全市的な課題や地域の現状を踏まえ良質な生育環境の確保や市民ニーズに即した子ども・子育て支援の観点から、その整備の方向性を考えていく必要があります。そのため、在り方の中では学校教育、保育のニーズや施設規模及び整備など10の指標をもとに地域ごとに施設整備を行うこととしております。このような一定の方向性、方針を示すことが施設整備の効率的、効果的整備につながり、早期の良質な子ども・子育て環境、市民ニーズに沿った子ども・子育て支援環境ができるものと考えております。

次に、地域性を加味せず単純に施設の数から算出する発想は問題ではないかという御質問にお答えします。

岡山市の就学前教育・保育の在り方についての中で、全市的な傾向を見る必要があることから、資料として保留児童と余裕教室の解消が単純に施設を活用した場合に数字の上でどの程度有効であるかを試算しお示したものでございます。

次に、保留児解消のスケジュールは示せないのかとの御質問にお答えをいたします。

保留児解消には、施設の新設や既存施設の幼保一体化による受け入れ枠の拡大が必要だと考えております。解消への取り組みを進めるに当たっては、利用者や関係者、地域の方々の理解を得ながら進めていく必要があることや保育園の新設などにより新たな保育ニーズが生じることなどから、具体的なスケジュールをお示しすることはできません。

次に、幼保一体化と統廃合ではなく、保育園を充実させるべきではとの御質問にお答えをいたします。

幼保一体化により、幼稚園、保育園それぞれの施設

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

や運営基準に適合した良質な教育・保育環境が実現できること、また希望する満3歳以上の就学前の子どもに学校教育を、また保育を必要とするゼロ歳から5歳までの就学前の子どもに、家庭にかわる養護や教育を等しく提供することができること、また幼稚園での余裕教室を保育を必要とする子どもへの保育に活用することで保留児の解消に寄与すること、また制度に裏づけされた安定的な財源のもとで継続的な教育、保育の提供や施設の効率的、効果的運営が可能となることなどから、幼保一体化施設として整備する方向で考えております。

次に、小学校で幼稚園と保育園の児童で身につけたものが異なって困るとの声があるのかとの御質問にお答えをいたします。

幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた学校教育を、保育園は保育所保育指針に基づいた養護と教育を一体的に行っております。特に、3歳以上児の教育的機能に関しては、幼稚園教育要領と保育所保育指針において整合性が図られていることから、幼稚園、保育園において子どもが身につけるものに違いはないと考えております。

次に、保育士と幼稚園教諭の受けてきた教育や事務の違いの分析が不十分では、業務のすり合わせのため共通点や相違点を明確にすべきではとの御質問にお答えをいたします。

保育士と幼稚園教諭の資格を取るための取得科目には違いがございますが、どちらも就学前の子どもを育てるために必要な教育を受けてきたという点では大きな差はないものと捉えております。

また、保育士の約9割、幼稚園教諭の約7割が両方の資格を有しております。現行の幼稚園、保育園については、それぞれ施設の目的が異なることから、運営方法や勤務形態などの違いがございます。このため、幼保一体化に向けた合同研修会で情報交換や協議などを行う中で、共通点や相違点を共通理解し、意識の共有化を図るように努めております。

次に、社会保障と税の一体改革により自治体の何にどれだけの予算がつくのかとの御質問にお答えします。

国では、子ども・子育て分野については、社会保障と税の一体改革の中で全世代対応として優先的取り組みをしていく分野と位置づけ、0.7兆円程度を充てることとしております。このうち、0.4兆円程度を最優先課題である待機児童解消などのための保育等の量の拡大に要する経費に、また0.3兆円程度を保育などの質の改善のための費用として、地域の実情や関係者の意見などに応じ優先順位をつけながら実施段階までに確定すると聞いております。

次に、国に対して公立保育園の新設や建てかえができる予算をつけるよう要望していますかについてでございます。

本市におきましては、国において子ども・子育て新システムとして検討されている段階から、市長会などを通じて新たな一元的なシステムを構築するという新システムの考え方を踏まえ、公立、私立という設置主体の類型や現行制度における国と地方の費用負担にかかわらず、等しく財政負担を講じるよう国に対し要望してまいりました。今後も引き続き国に対し、必要に応じて要望してまいりたいと考えております。

最後に、素案を案にするのは時期尚早ではとの御質問にお答えします。

本市では、希望する保育園への入園が困難なことによる保留児の増加や定員を超えた受け入れに伴う生育環境の悪化の件、施設の老朽化など多くの課題を抱えております。これらの課題を解決し、全ての子どもへの良質な生育環境を保障するため、市民ニーズに即した子育て環境の整備を早急に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

**○岸堅士 保健福祉局長** 「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」についての項、事業の特徴、体制、ホームレス対策や福祉ジョブ・サポート・スペース岡山との関係はどのお尋ねです。

「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」の特徴は、さまざまな複合的な悩み等を抱えている人に対して、受託した民間団体のパーソナル・サポーターが個別的、継続的、包括的に既存の

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

各種制度の利用をコーディネートして、対象者に伴奏的に支援していく点にあります。その支援に当たっては、パーソナル・サポーター4人とリーダー的なチーフ・パーソナル・サポーターと補助を行うアシスタント・パーソナル・サポーターを加え6人体制で支援に当たることとしております。

また、ニーズについては、本市で初めて行う事業であるため予測が困難なところではありますが、パーソナル・サポーター1人当たり10件程度を支援対象にする予定です。この事業は、受託団体が全ての問題を解決するのではなく、官公庁や民間の支援団体等との連携を図りながら対象者を支援していくものであり、ホームレス対策事業や福祉ジョブ・サポート・スペース岡山の事業とも必要に応じて相互に適切な情報交換や連携を図りながら支援を行うものです。

次に、生活支援戦略での位置づけはとのお尋ねです。

7月に発表された生活支援戦略の中間取りまとめでは、生活困窮者支援体系の確立と生活保護制度の見直しの2つの大きな柱があります。市の自立支援のうち、ホームレス対策、「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」は生活困窮者支援体系の確立の中の総合相談、伴奏型支援体制の構築に、福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業は、生活困窮者支援体系の確立と生活保護制度の見直しの両方にハローワークと一体となった就労支援の抜本強化として位置づけられています。

次に、就労の努力が先だと保護申請をさせないことではないのかとのお尋ねです。

就労支援は、早い時期から実施するのが効果的であり、生活保護相談時から就労支援をすることは十分意味があることだと考えています。しかしながら、福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業の実施により、生活保護の相談に来られた方に、申請より就労の努力が先だとして申請を受け付けられないようなことはいたしません。

次に、来年度は継続かとお尋ねです。

「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業」については、現在の枠組みで事業実施

は今年度限りであり、国において実施地域の情報を評価、分析した結果を生活困窮者支援モデル事業に反映させて新たに実施する予定であると聞いております。本市としては、先行実施した地域の状況を反映させた新たなモデル事業の内容がどのようなものになるのか情報収集に努めてまいります。生活保護世帯のうち就労可能な人のいるその他の世帯が急増していることから、このモデルプロジェクトにおける有用なところを福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業へ反映し実施することにより、生活保護世帯の就労支援の充実強化に力を入れていきたいと考えております。

次に、貧困の連鎖の防止についてですが、現在国において年内に策定予定の生活支援戦略では、生活困窮者支援体系の確立の中で、貧困の連鎖の防止の観点から、地域において教育関係機関と福祉機関等が連携して、幼年期、学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの提供を含めた学習支援の提供について検討しているところであり、国の動向を見ながら今後その対応について議論していきたいと考えています。

以上です。

○山・健 教育長 武道の必修化についてのお尋ねに一括してお答えをさせていただきます。

各学校の武道種目の決定や種目の変更につきましては、以前から行っていた武道に関する選択授業の状況であるとか、保健体育科教員の経験や指導力、また生徒の実態などによりまして総合的に判断をして行っております。

用具の整備につきましては、各学校がそれまでの準備状況に応じて配当予算の中で年次の計画、段階的に対応をしております。

防具や畳などの老朽化や不足につきましては、昨年度全中学校にアンケートを実施いたしまして、準備状況を把握した上で、授業開始時までに計画的に整備を行いまして、現在授業を行っているところでございます。

以上でございます。

○三木亮治 副議長 質問の途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

午前11時51分休憩

・・・・・・・・・・・・・・・・

午後1時0分開議

○則武宣弘 議長 午前中に引き続き会議を開きます。

〔23番林潤議員登壇〕

○23番（林潤議員） それでは、再質問に入りたいと思います。

今、休憩が挟まって控室に戻ったら、携帯にこのネット中継見た市民から画期的だとメールが来てて、こういう双方向、リアルタイムなことが岡山市議会でも始まったんだと思います。

さて、それでは質問に入ります。

パブリックコメントの数、634件というのは、きのうの森田議員の全体の話の中から見ても本当に多い数だと思います。市民の関心の高さをあらわしています。これを集計するに当たって、市としては賛成が多かったという集計をしたかたではないかなと推察をするんですが、賛成とあったのは34件、しかも部分的にとか今よりいいものができるなら、条件つきで、やはりいろんな疑問、個別のことも含めて出てるわけです。職員向けには説明会をしたということですが、市民向けにもきちんと直接聞く機会を設けるべきじゃないでしょうか。その考えをお聞かせください。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

私どももパブリックコメント、その意見を十分尊重しながらやっていく必要があるということで、そのパブリックコメントの内容等を十分に精査をさせていただきました。そういう中で、職員についてはそういう部分についても、あるいは保護者の方々についてもよくわからない、そういう部分の制度がよくわからない、方向が具体的にわからない、そういう中での部分ということでございますので、今後そういう部分につきまして、方向性等について十分ホームページ等でお知らせをしていく必要はあろうかというふうに考えております。

○23番（林潤議員） 今、方向性を出すものだという話がありましたが、最初の説明でも全市的な視点で

というようなことでしたが、その方向性を出すものであるのに方向性がわからないという意見が出てること自体が、これを今つくってる意味が薄れてるんじゃないでしょうか。本当に方向性なのか、そこであわせて個別のことも出てるわけですから、これはそれぞれ個別のことはホームページで一律にはなく、その場でのやりとりも必要になってきます。早急に個別のことに行うべきではないかということとあわせて、統一的な方針を出す効果が薄いのではないか、そこはどうお考えでしょうか。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

まず、具体的、そういう部分の方向性がわからないからしっかりとというところでの御質問でございます。

私どももそういう意味でしっかり方向性を示して、岡山市教育・保育の在り方の中でしっかりとその辺の補足説明であるとか、そういう部分もしっかりその部分に加えていきたいというふうに思っておりますし、またこの方向性がしっかりこの部分を方向性をやっても効果が薄いのではないかというような御質問でございますが、私どもといたしましては、そういう施設整備の効果がある、そういう部分の効率的、効果的な施設整備をやっていく、それについての方向性をお示ししてるということで、そういう方向についてはしっかりやっていく必要があるのではないかというふうに思っております。

○23番（林潤議員） 方向としっかりが何回も入ってきたのはよくわかりましたが、それがわからないというのが今回の問題です。その方向の中で、特に市民が求めているのは、待機児、岡山市の場合は保留児ですね、保留児の解消です。何年、何年ていうのは確かにその時々ニーズの変更がありますが、きちんとそれが定員が確実にふえるんだっていうことが、それこそその方向がわからないわけです。一体化したからといって建物が急に大きくなるわけじゃありませんから、そこで一体化が量の拡大だというのは短絡だと思えます。そうすると、今度は幼稚園の活用になってくるんだと思うんですが、先ほど述べたように、施設整備にどんだけどうお金がつくのか、これは国の中では不明なわけです。せめてどんだけ空き教室があるの

か、そういったところからの可能性を示すべきだと思いますが、その定員増の可能性、どんな形で示されますか。

以上です。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

定員増の可能性をどのようにお示しするのかという御質問でございますが、私ども岡山市教育・保育在り方の中で、幼稚園のそういう部分での余裕教室の活用あるいは地域での供給、需要、そういう中で需要のほうが供給よりも上回っている、そういうところについては民間活力を活用しながら新設を行う、そういう方向性をお示しさせていただいております。そういう中で、保留児等の解消というふうに我々は方向としてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（林潤議員） やはり方向はたくさん出てくるわけですが。この余裕教室の活用等で、確かに資料では活用試算は出されています。これによると、追加入園可能児数4,050で、そうなるとう保留児は確かに一気に解消ですが、注釈がついてて、地域性等は加味せずっていうことですね。今でも地域性等を加味しなかったら、待機児ではなく保留児だと市は言ってくるわけですが、遠いところの保育園には入れないということに現実がなっています。この地域性等加味せず、空き教室の数だけ数えるような、こういう発想が結局待機児ではなく保留児を生んで、保護者も困っている、そういう現実になっているんじゃないでしょうか。この保留児について、こういう考え方でいいのかお聞かせください。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

そういう意味で、今回方向性の中でいわゆる地域、地域のそういう部分の保育ニーズであるとか、10の指標をお示しさせていただいておりますが、地域、地域によって施設の配置であるとか、そういう部分、かなり違ってまいります。そういう意味で、そういう地域の状況を子ども・子育ての観点から、あるいは子どもの良質な生育環境の観点から十分、それとあわせて市民ニーズの観点から調査をいたして、そして最適な施設配置、施設整備を進めていくと、そういう方向性を示さ

せていただいているところでございます。

○23番（林潤議員） 今答弁あったように、地域性の考慮が本当に必要だと思います。なのに、全市的なことをぼんと数字出してる、その姿勢に疑問を感じます。地域性等を考えるには、こういう統一的な、とにかく全市でっていうふうなやり方ではなく、それぞれそこは個別性なわけです。先ほどは個別性なことには、これ全市的なものなので反映しないと言いつながら、今の答弁では地域性を加味してというわけです。そこに矛盾はないでしょうか。その地域性をやる際には、保育園と幼稚園が隣接している、あるいは近くにある、それからどちらかがあいている、そういう個別のことを本当に見て、じゃあどこは、あるいは統廃合が本当にできるのか、統廃合ではなくもう単純にふやすところがあるんじゃないか、それを出すべきじゃないでしょうか。それはいつ出されますか。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

まず、全市的なことしか考えてないんじゃないかというふうなお尋ねもございました。これにつきまして、私どもとしては全市的な課題というものもありますし、全市的な視点の中で考える必要もあろうかと思っております。また、それを今も先ほども申し上げましたけれども、地域、地域での事情を十分加味しながら進めていく必要があるというふうに、在り方の中では申し上げてるところでございます。

それから、この辺の具体的なところにつきまして、いつごろお示しをするのかという趣旨だと思いますが、私どもといたしましては、こういう方向性というものを御理解していただいた中で、しっかりと市民ニーズ等、そういう部分を把握した上でお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○23番（林潤議員） 市民ニーズを把握して、それに対応するものが示せていないから理解が得られていないんじゃないでしょうか。そこで、先ほどからしっかりと、しっかりつけ加えとおっしゃってたわけですから、それをしっかりと、しっかりつけ加えていたら、今この素案から素をとって案にするにはまだ時期尚早だと思います。先ほどの答弁で、ここは早急にということで、素案にするのか案にするのか、イエスかノー

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

かのお答えではありませんでしたが、これは早急には案にするという意味ではそれこそ早過ぎるんじゃないでしょうか。しっかりするにはまだ素案で市民にも意見を聞く、議会でももむ、そのことが必要ではないでしょうか。御所見をお聞かせください。

**○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長**

時期尚早ではないかということでございますが、私どもといたしましては、全市的な課題という部分、方向性、方向性をかなり言われるということでございますけれども、やっぱりそういう方向性を御理解した上でやっていく必要があると思います。

また、時期尚早ではないかという御質問でございますけれども、私どもそういう全市的に考えましても、保留児、11月現在でも768名を上回る、そういう保留児がいる中で、我々としてはそういう部分の解消という部分、これは非常に早く取り組むべき課題だというふうに考えておりますし、また公立幼稚園、保育園については老朽化の問題がある、また保育環境の悪化の懸念がある、そういう部分を本当に早急に取り組まなければ、子ども・子育てのそういう部分の環境というもののは整ってこないんじゃないかと。そういう意味で、しっかり早目に頑張っていきたいというふうに思っております。

**○23番（林潤議員）** 保留児解消の方向などですけれども、これは今までも議論があつて、審議会のあり方も変えて、この素案ができる前から保育園の新設も決まってるわけです。こういったことからしっかり進めていくべきだと考えます。

それから、市の方向の中で、全市的な方向、先ほどありました、私の前の高橋議員の質問の中でも、食育、これは全市的な、例えば方向性がもう決まっています、重要課題だという答弁もあつたわけですが、こういったものが入っていないのに何で全市的なんでしょうか。そこをお聞かせください。

**○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長**

その食育の部分につきましては、市としての方向性という部分は既に明らかになってございますので、そういう部分についての個別の部分については各園でしっかりと取り組むべきと、そういう意味で方向性を示し

てないということでございます。

**○23番（林潤議員）** 個別と全体の矛盾は十分明らかになったかと思うので次に移りますが。

国との関係です。この社会保障と税の一体改革で0.4兆円待機児解消についてということでしたが、岡山市はずっと保留児と言ってるわけですから、じゃあこれは岡山市では結局使えないお金なんじゃないでしょうか。この中で、どういう計画立ててもきちんとそれが国と整合性にとって必要なお金が出るようにならないんじゃないですか。どうでしょうか。

**○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長**

国の0.4兆円等々の使えないんじゃないかという部分でございますが、この部分につきましては保育、教育、幼稚園、保育園のそういう部分での幼保一体化に向けたそういう部分の施設整備あるいは保育園の整備という方向の計画、供給の計画というものをつくと、つくって要望すれば対象になるというふうにお伺いしております。

**○23番（林潤議員）** それでは、保留児か待機児かの定義は問題がないということでしょうか。違いはないということなのか、それが1点と、そのお金の出方の問題は、保護者の負担にもかかわってくるかと思えます。この幼稚園が今6,300円なのが上がるのかどうか、それから保育のことも、基本は今福祉で応能負担なわけですが、これも大きな方向、それから保護者の不安という意味では、先ほど答弁あつたのが本当に応能負担なら、それこそ全市的などういうふうに子どもに保育を提供していくのか、保護者の負担か、まさに盛り込むべき重大な課題だと思います。応能負担の方向は、盛り込めないんですか。

**○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長**

応能負担の部分の方向をこの中に盛り込めないのかという御質問でございますが、私どももその部分については全国的なレベルの中で公的価格というもののは決まってくるのかな、ただ私どもとしては岡山市の現行のそういう部分の価格と、料金等もしっかり踏まえながら料金設定というものは考えていく、そういう方向で我々は検討すべきだというふうに考えてございます。

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

それから、施設整備を進める際に、いわゆる保留児と待機児のそういう部分での違いによって差がないのかという御質問でございますけれども、私どもは違いがないというふうに考えてございます。

○23番（林潤議員） 本当に違いがないでいいのか、国にきちんと確認してからまた返事をしていただきたいと思えます。

それじゃ、お金の出方、今まで一緒だったんですか、待機児と保留児と言いかえてることで。（「●そういう ます●」と呼ぶ者あり）

これからもですか。

以上です。この件について。（笑声）

○熊代晴雄 保健福祉局 ども・子育て担当局長

今回の緊急のそういう部分での保留児対策という部分の施設整備への国の支援という部分については、計画をしっかりとすればオーケーということでございまして、そういう面では保留児、待機児という部分での差はないというふうに考えてございます。

○23番（林潤議員） じゃ、今は、この件についてはこれぐらいにしまして、次、パーソナル・サポート・サービスモデル事業について、この就職支援で、あと出口で中間的就労の場、仕事の場が必要ですが、こういったことについて市としては、その部分でも責任持ってやっていく考えがあるんでしょうか。就職の訓練、支援だけじゃなくて、実際に安定して生活できる場づくりっていうことではどうでしょうか、お考えお聞かせください。

○岸堅士 保健福祉局長 パーソナル・サポートを受けて自立して働き出した後のフォローという意味合い。（「仕事の」と呼ぶ者あり）

仕事ですよ。

全体的な包括的な支援を行っていきますので、その中でマッチングという問題は当然ありますけれども、できるだけそういう仕事ですね、見つけていくという努力ですね、それから本人の意向もありますから、その仕事がいい、悪いもありますけれども、できるだけやっぱり自立する上では収入を得ること、働くことということも必要になりますので、そちらに向けての支援はしていく予定です。

以上です。

○23番（林潤議員） この生活支援戦略の中で、市としてもいろんなニーズ把握して政策能力を上げて、NPOやハローワークに丸投げでなくて、技術力を上げていていただきたいと思えます。

それから、大きな3つ目で、教育の部分で費用負担平準化進めていくということでしたが、これの市として直接的な補助っていう、購入費補助のことは、柔道着とか買ってるものについてできないんでしょうか。

よろしくをお願いします。

○山・健 教育長 保護者の負担の軽減ということにつきましては、先ほども申し上げましたが、配当予算というものがございまして、その中で速やかに軽減できるようにしていきたいというふうに考えております。

そしてまた、施設等の設備の件につきましては、やはりいろいろな状況というのを把握しっかりと、そしてその改善には努めてまいります。

以上でございます。

○23番（林潤議員） 現実には負担の差があつて、それを義務教育の中では早急になくすべきだと思つています。これで例えば柔道着の●清潔●管理とかは保護者負担になつてるので、例えばクリーニングや保管を、教材の整備を保護者がしていると考えれば、ただ買うものに補助じゃなくてできるんじゃないでしょうか。いろんなやり方工夫してもらいたいと思つてますが、余地について考えてください。どうでしょうか。負担軽減の工夫の余地。

○山・健 教育長 学校の状況、教育の仕方というものについては差があるのは当然でございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、保護者の負担の軽減ということには努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○則武宣弘 議長 以上で林潤議員の質問は終わりました。（拍手）

次は、順序に従いまして田中のぞみ議員。

[22番田中のぞみ議員登壇、拍手]

○22番（田中のぞみ議員） 改めましてこんにち

は。日本共産党市議団の田中のぞみです。

今回は、一括質問で行います。一問一答のほうが市民の皆さんには大変わかりやすいのではないかなあと、思いますし、議員の質向上にもなると思ってはいるんですが、今回なぜか一問一答だけ20分と、前回時間的には変わらないということだったと思うんですけども、20分になってしまったので、今回30分いただけるほうを優先させていただきたいと思っております。

では、早速通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1、社会保障としての国民健康保険制度について。

(1) セーフティーネットとして機能するために。

国民健康保険制度は、よく言われる助け合いの制度ではありません。国保法第1条にしっかり明記された社会保障制度です。4条には、国の責務も明記されています。1961年の国保法改正で国民皆保険制度とされ、相互扶助という言葉もこのとき消えています。もともと保険料負担で成り立つ制度設計にはなっていないのです。だからこそ、国庫負担を医療費の45%と定め、1984年ごろまでは国保会計の50%以上を国が支えていました。ところが、現在の国庫負担率は25%まで落ち、その分保険料に転嫁されてきたことは一目瞭然です。

きょうお手元に資料もお配りさせていただいておりますが、反対じゃな。この表がそうですね。国庫負担が減らされた分、保険料が上がっている、これ本当に一目瞭然ではないかと思えます。その結果、保険料が上がってきた、そしてもう一つの資料こちらになりますけれども、各医療保険の比較●制度●をグラフにしてみました。国保の方は、ほかの医療保険に比べて負担率が倍ぐらいに高い、所得はとっても低いんですけど所得に対しての保険料の割合が非常に高いということがわかります。結果的にはほかの医療保険に比べて国保の負担が一番高いという事実があります。勤め人の方が入る保険には、事業者の負担があるんですけども、この事業者負担がない国保は公費で支えるべき医療のセーフティーネットだと思います。現在、国保加入者の8割が所得200万円以下の世帯です。低所得者のための保険制度という側面を持って発展してきた制

度であるため、保険料だけで賄えないのは当然です。

今お勤めの方も全ての方が退職後に加入するのがこの国保です。全ての市民の医療を支える制度として、国庫負担が減らされる中で市が責任を持って支えなければなりません。

質問に入ります。

ア、岡山市の全世帯の3割が国保に加入しています。市民にとって保険料のこれ以上の値上げは耐えられない状況です。一般会計からの繰り入れを行わなければ、年間今よりさらに2万円も値上げするシミュレーションが提示され、市民は驚愕しています。5年間政策的繰り入れを継続した結果、政令市3番目に高かった保険料が9番目になった本市の努力を評価するとともに、日々の生活がぎりぎりである市民の医療のセーフティーネットを守る立場でいま一度引き下げをお願いしたいが、いかがでしょうか。

イ、予防医療の徹底で医療機関にかからなくてもよい健康市民をふやす努力は欠かせません。大阪府の特定健診の受診率分析では、健診の追加項目があり、自己負担がない自治体の受診率が高い傾向がありました。つまり、お得な健診、魅力的な健診であればあるほど受診率は高くなります。本市の受診率、今25%だと思いますが、5、向上に向けて中身、料金、期間延長の検討が必要ではないでしょうか。国庫負担をもとに戻すよう強く要請するには、社会保障だという観点が必要だと思います。どのように認識され要請されていますでしょうか。

2、減免制度の充実を。

窓口負担が払えない市民の困窮状況は深刻です。

ア、生活が苦しく国保料を滞納している場合には、たちまち窓口負担料を払うことができません。どのように対応されていますか。受診を控えるケースが少なくありません。医療費の一部負担、負担金減免制度の継続的な広報が必要で、実態をお知らせください。

イ、広島のように、収入激減世帯だけではなく生活困窮者にも窓口負担の減免制度適用を検討していただけないでしょうか。

ウ、無料低額診療提供病院をふやし、広報を徹底すべきだと思いますが、いかがでしょうか。国の抑制

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

方針は転換したと認識しています。御所見をお聞かせください。

エ、市民病院は公的機関として低所得者にも敷居の低い病院という役割を果たしています。民間病院は、持ち出しで無料低額診療をやっているわけですから、市民病院も看板を上げていただきたいが、いかがでしょうか。

3、値上げに直結する広域化はやめるべき。

広域化の足らしとなる条例改正が本議会に上程されています。市独自に行った保険料の減免制度を保険料に転嫁できるということを明記しています。保険料算定方法を統一し、国保制度の広域化への下準備と言えます。

質問ア、減免分を保険料に反映するという条例です。現状幾らの値上げになる計算になるのでしょうか。近く値上げに直結するということでしょうか。

イ、政令市で一番早く条例化すると聞いています。なぜ急いで今上程するのでしょうか。

ウ、本市は国保を県単位で一元化する広域化を推進する立場をとっています。国保の財政構造は、さきに述べたとおり国庫負担が半減している現状では、幾ら広域化しても根本解決にはなりません。2010年度会計決算では、県下27市町村のうち13の市町村が赤字となっています。むしろ各自自治体が行っている一般会計から繰り入れが行えなくなる懸念のほうが強く、広域化すれば国保財政が好転するとは到底考えられません。各自自治体が状況に応じて対応するべきであり、所得格差、医療格差を無視した広域化はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

エ、広域化により議会の関与も市民への丁寧な対応もできなくなると懸念されます。現在は、保険料の分納相談や窓口負担の減免相談にも乗ってくださり、本当に助かったという声を聞いています。広域化されれば、岡山市は保険料徴収業務中心となるのが後期高齢者医療制度で明らかです。岡山市は、市民に対する保険者としての責任を放棄するということでしょうか。市民サービスの低下に直結すると思いますが、御所見をお聞かせください。

大きな2番、児童福祉施設の基準条例について。

保育所基準について。

地域主権改革一括法による児童福祉施設の基準条例が上程されております。

質問ア、1人につき3.3平方メートルの匍匐室と1.65メートルの乳児室について、今まで曖昧だった基準の対象をそれぞれ匍匐する乳児、乳幼児、匍匐しない乳幼児と今回岡山市独自に明確にされました。しかし、匍匐するかしないかには個人差があります。具体的にどのように保障されますでしょうか。幾つもの自治体が条例化したように、匍匐する、しないにかかわらず1人につき3.3平方メートルと引き上げるべきではないでしょうか。

イ、認定こども園の場合の人員基準も記載されています。短時間保育と長時間保育の利用児によって先生の人員基準が違います。クラスを分けるということが前提という認識でしょうか。

ウ、3歳児の場合には、保育園の場合は20人に対して先生が1人という基準ですが、認定こども園の場合は短時間利用児、つまり幼稚園部分の3歳児は35人に1人先生。現在、岡山市の幼稚園では、3歳児教育は1クラス20人までで運用されると認識していますが、なぜ認定こども園は35人にされるのでしょうか。現行の20人とすべきではないでしょうか。4歳児、5歳児についても、認定こども園の幼稚園部分は35人を1人の先生で見る基準のまま、認定こども園は保育園児もいるわけですね。これ20人とか30人に1人という基準ですから、公平性を考えて引き上げるべきではないでしょうか。きょう皆さんのお手元にも全国の基準の一覧をお配りしております。高知や山口なんかがそういう基準を条例化しています。

エ、そもそも人員配置については、京都市のように抜本的に引き上げるべきだと考えますが、御所見をお願いします。

オ、本市は現場の実態に応じて部分的に配慮してきました。条文化できればよかったですと思いますが、大変な現場の状況が後退することがあってはなりません。条例の5条にうたわれているとおり、現状の運用基準をしっかり保障するべきですが、御所見をお願いします。

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

カ、全国の自治体では、独自に人員配置や面積基準を上乗せしたり、食育や防災の観点を盛り込むなど、就学前の園児を取り巻く環境整備に努めています。高齢者福祉施設基準、岡山市の基準、今回先進的な内容となっています。職員の方も現場をよく御存じでよく調査されていると感じました。就学前教育・保育の在り方を策定して、よりよい生育環境を整備しようとしている本市政令市岡山の特徴はどこにあらわれているのでしょうか。

3、学童保育の充実を。

(1) 岡山市の放課後児童クラブについては、きのう中原議員も取り上げられました。子ども・子育て関連3法では、地域子ども・子育て支援事業として放課後児童クラブの職員の資格や人員数、施設、開所日数などについて市町村がその基準を条例で定めることになりました。この点について、学童保育をめぐる環境は大きく前進すると認識しています。

ア、まず市町村で子ども・子育て支援事業計画をつくとされていますが、認定こども園などを含む子育て支援全体にかかわる計画と認識します。いつごろまでに策定予定でしょうか。

イは、割愛します。

ウ、地域子ども・子育て支援事業は、ほかにも市民ニーズの高い一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、妊産婦健診まで、いわゆる子育てに関する関連事業が一まとめにされ、財源も一くくりと伺っています。この中で、岡山市は放課後児童クラブの充実をどのように位置づけるかお聞かせください。

エ、放課後児童クラブの施設や職員資格などの基準を条例化するに当たり、その考え方とスケジュールもさきの支援計画との関連もあわせてお示しください。個々のクラブでばらばらに運営している現在の状況を考えると、調整や準備の量が多いと予測され、組織的にも担当部署を位置づけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

オは、割愛いたします。

4、性暴力への対応について。

1、市民病院にワンストップ窓口の設置を。

岡山市では、昨年養女に小学生のころから約15年に

もわたって性的虐待を繰り返した養父に懲役10年の判決が出る事件がありました。高校生のころと大学生のころ、2度にもわたり中絶も強要しています。もっともっと早く身近に相談できる場所があればと思わずにはいられない痛ましい事件でした。しかし、氷山の一角です。このほど岡山市が市民協働でまとめたこちらのジェンダー統計、これには市内4大学の女子大生のうち、性的に嫌な経験があると約半数、45%が答えています。その時期は、就学前から大学時代、大学生までね、814件もあります。性暴力の場合は、被害による妊娠や性感染症の予防、証拠採取など72時間以内の救急の産婦人科医療がなくてはなりません。さらに、自尊心を大きく傷つけられ自殺願望を持つ被害者も多く、心理的ケア、カウンセリング、生活支援、弁護士、警察との連携など総合的な支援が必要です。

国は、このような支援を1カ所で受けられるワンストップ支援センターの設置の促進を今回位置づけています。全都道府県への整備を目標としています。岡山市では、新市民病院で誰にも会わずに救急医療を受けられる動線とプライバシーに配慮した防音設備などが確保されました。すばらしいと思います。また、本市は民間支援団体の活動も活発で、被害者サポートセンターおかやま——VSCOさん——は、今県下の産婦人科と県警との連携協定を結ぼうというところまで来ています。

ア、民間レベルでのネットワーク構築が進んできた中、拠点となる病院が必要です。市内産婦人科医や民間支援団体を連携するセンターとして機能できるのは、公的病院だからこそです。市民病院に拠点センター機能として、まず支援員による24時間ホットライン体制を担っていただきたいかがでしょうか。

イ、外来受け付け体制で非常に懸念されるのは、医療スタッフなどのローテーションによる機械的な対応です。ホットラインも含めて専門知識を持った支援員の常駐を民間委託などを含めて検討していただけないでしょうか。緊急の場合も診察は婦人科医が当たれるよう近隣産婦人科とも連携をお願いしたいがどうでしょうか。

ウ、どこに連絡してよいかわからないという被害者

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

の圧倒的な声や地元の病院に行きたくないという声に応じる受け皿がどうしても必要です。専門動線がある貴重な公的病院が拠点として積極的に広報することを検討していただきたいかがでしょうか。

エ、県や市の男女共同参画部署、県警とも連携して国の示す支援センター設置に基づいたシステムの確立が必要です。財政的な協力を含め、積極的な働きかけをお願いしたいかがでしょうか。

2、母子生活支援施設での自立支援充実を。

先日、女性議員有志で市の母子生活支援施設仁愛館を視察しました。職員の方々の情熱と献身的な対応を学ばせていただいたのと同時に、驚いたのは平均滞在日数が3カ月ということでした。この前の井本議員への答弁でも、3カ月で自立をしている方が多い、ハローワークにもついて行っているといった答弁がありましたけれども、実際は自立支援まで手が回らず、実質は生活保護の受給申請をして住居が決まれば退去しているというのが現状でした。地域の中で孤立している母子がいるのではないかと本当に心配されます。性暴力やDV被害から母子が心身ともに立ち直るには、経済的に自立をすることが子どもの成長にとっても欠かせません。

質問が重複するかもしれませんが、（ア）系統的な個別自立支援計画を位置づけ、心理的ケア、経済的自立まで専門職が共同でサポートする体制が必要です。また、退所する基準、こういったものも明確にして個々の自立支援の充実を求めます。御所見をお願いします。

イ、自立のための求職活動には保育所が必要です。児童福祉施設の条例、今回の条例では、付近の保育施設が利用できないときには保育所に準ずる設備を設けることがうたわれています。どのように対応されているのでしょうか。

ウ、10世帯しか実質の受け入れ枠がないので、人員配置の適用枠が低く、丁寧な自立支援につながっていません。単市で基準を引き上げるか人員加配をお願いしたいかがでしょうか。また、旧館、古いほうの館、全く使われていません。この活用を早急に検討するべきだと考えますが、御所見をお願いします。

最後5、地域猫の活動の普及について。

（1）抜本的な予算拡大で点から面の活動へ。

地域猫活動は、飼い主のいない猫に去勢、避妊の手術を行い、不幸な猫を減らす取り組みです。猫は、非常に繁殖力が強く、1匹の雌猫が生涯を通じて100匹以上にふえる計算だそうです。しかし、動物愛護法では、殺処分を目的とした捕獲は禁じられています。放置すればふえるだけですから、この地域猫活動こそ野良猫減少への唯一の道ではないかと思っています。

十日市のあるエリアでは、この秋の繁殖シーズンに一匹も子猫が生まれなかったという大きな成果を上げています。今年度にモデル事業として予算がついたことは大きな一歩だと思いますが、予算額は27万円と非常に少額です。ある程度の効果が出るには到底足りません。

ア、来年度の予算編成に向け、募集枠をふやすお考えはありませんでしょうか。

イ、市内の至るところで個人や少人数グループで活動されています。条件を満たしたグループを登録制とすることで、登録グループがふえれば市内全体の猫の数も把握しやすくなり、効果の検証も継続的に行えます。適正な事業規模の想定もしやすくなると思います。モデル地区事業とは別としてでも登録制度を創設してはいかがでしょうか。

ウ、広報がまだまだ足りていません。餌だけをあげている人もこのような活動があることを知らない場合があります。こういったよいチラシを岡山市今回つくっておられます。市内公共施設や動物病院など積極的な広報をお願いしたいかがでしょうか。活動中のトラブルを避けるため、目印となるワッペンやバッジ、横浜市のようなのぼりなどは考えられませんかでしょうか。

エ、施術済みの猫には耳に印をつけるなどガイドラインを策定されています。獣医師会との連携、協力体制が欠かせません。どうなっていますでしょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

答弁よろしく申し上げます。（拍手）

○則武宣弘 議長 当局の答弁を求めます。

○岸堅士 保健福祉局長 社会保障としての国民健

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

康保険制度についての項、セーフティネットとして機能するための中で、保険料の引き下げをとのお尋ねです。

国民健康保険事業は、保険料と公費で賄うことを原則とするものであるため、高齢化や医療の高度化に伴い、年々ふえ続ける医療費を踏まえれば、制度の仕組みからすると保険料率も引き上げるのが本来の姿です。平成24年度は、政令市20市中11市が保険料率の引き上げを行っています。本市では、平成19年度に6.34%引き上げて以来、保険料率を据え置いてきました。料率引き上げずに基準外の政策繰り入れを初めて2億円強投入し、以後年々増額し、平成24年度では23億円となっています。

本市の状況を他の政令市と比較すると、1人当たり保険料は高いほうから平成20年度の3位から平成23年度では9位となっており、保険料率の据え置きにより年々順位は下がってきています。一方で、政令市の1人当たり費用額は平成20年度から平成22年度までは高いほうから4番目、平成23年度では3位と上位にあります。

次に、給付と負担という観点で言えば、岡山市では平成20年度の保険給付費433億円に対し、平成23年度の保険給付費は478億円と45億円、10%増加していますが、保険料率は据え置いており、給付と負担のバランスがとれていないとも言えます。平成24年8月の運営協議会においてお示した試算では、平成25年度に想定される収支不足額28億6,000万円を全額保険料へ転嫁すると、平成23年度1人当たり保険料に対し20.9%引き上げ、11万2,794円とする必要があります。この必要額を保険料に転嫁せず、一般会計からの繰り入れで賄うことは、被保険者でない一般の納税者への負担転嫁との指摘もあり、増加を続ける医療費を踏まえれば、その財源をどこに求めるかをしっかり検討する必要があります。

国保財政の健全化に向けては、収納率向上対策として初期滞納者への対応強化、口座振替の推進、滞納処分の徹底、住所近くに資格調査、未申告者への申告勧奨等の実施、また医療費適正化対策としては、特定健康診の受診率向上、35歳からの健康診査、特定健康フォ

ローアップ事業、ジェネリック医薬品の普及啓発、差額通知等推進しています。

運営協議会では、このような収納率向上対策や医療費適正化対策等の保険者努力について御理解をいただいたところです。引き続き医療費の適正化を図ることで歳出増加の抑制に努め、収納率向上により歳入確保に努めていきます。

平成23年度決算では、こうした保険者努力に加えて累積で約55億円の政策繰り入れを投入したことから、累積赤字は解消したところですが、本来あるべき保険制度として自立した一般会計からの政策繰り入れに依存しない国民健康保険事業を継続していくためには、保険料率の引き上げを検討せざるを得ない状況にありますので、保険料の引き下げは困難です。

料率改定の検討に当たっては、被保険者の負担に配慮しながら、保険料のあるべき水準や本市全体の財政状況、施策の優先順位等を含めて全市的な見地から政策的かつ総合的に判断する必要があり、国の動向や社会経済情勢も踏まえてさまざまな角度から持続可能な国保財政基盤が整えられるように検討してまいりたいと考えております。

次に、特定健康診査についてお答えします。

特定健康診査の受診率向上に向けては、各種団体と連携した啓発イベントの開催や岡山市の実施するがん検診等とあわせてけんしんガイドの全戸配布を行うなど、さまざまな機会を通じて特定健康診査の周知を図っているところです。

また、平成23年度は40歳代、50歳代の健診未受診者へ受診勧奨はがきを送付し、一定の効果があったことから、平成24年度は対象を60歳代まで拡大し実施しております。

健康診査等の内容については、平成23年度から本市の独自の検査項目として、クレアチニン、尿酸等を追加するとともに、特定保健指導の対象にならない方であっても、腎臓病、高血圧、糖尿病などの生活習慣病予備群の人に対して、保健指導を行うフォローアップ事業を実施しているところです。

自己負担額については、大変厳しい状況にある本市の国保財政において、応分の負担をお願いするもので

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

す。なお、自己負担額を決定するに当たり、受診の妨げとならないよう医療費の負担率以下の低い負担としています。

また、健診期間の延長については、関係機関との調整を図る必要がありますが、受診率の向上に向けてより効率的な健診となるよう検討してまいります。

次に、国庫負担のお尋ねです。

健康保険法の基本理念として、健康保険制度については負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ実施されなければならないと規定されており、国民健康保険制度についても被保険者の相互扶助の精神にのっとり個々の被保険者の疾病等による経済的負担を全被保険者において負担する制度であります。

社会保障と相互扶助の精神は、相対するものではなく、社会保障制度を維持可能なものとしていくためには、共同連帯、相互扶助の精神は不可欠であると考えております。国保財政においては、基本的に公費負担が半分という原則があります。社会保障であっても、権利と義務のバランス、給付と負担のバランスがとれて初めて制度として成り立つものと考えられます。給付と負担のバランスが崩れている状況から、市議会の御理解をいただいて、税金を投入しているものです。政策繰り入れというのは、基準外のルールで出しているもので、平成23年度までで55億円、平成24年度予算額23億円を含めると78億円の多額の税金の投入ということになります。

そして、国庫負担の拡充等については、国、県への政策提言、要望、全国市長会、政令指定都市国保・年金主管部課長会議等を通じて引き続き要望してまいります。

次に、減免制度の充実をの中で、一部負担金減免制度の運用、広報、収入激減世帯以外の生活困窮者にも減免制度の適用をとのお尋ねです。

医療費の一部負担金の減免制度については、岡山市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する規定を設けて適正に運用しています。保険料の滞納がある場合の対応として、減免等を行わないとしておりますが、市長が特に必要と認めたときはこの限りでは

ないとする例外規定を設けており、個別具体的な事情を総合的に考慮した結果、特別の事情が認められるときは保険料の滞納のある方についても適用しております。

そして、広報については、本市が作成する新しく国保に加入される方に●トウ●のパンフレット、ホームページに掲載するとともに、主な総合病院の医療相談担当者へも一部負担金減免の運用について周知しているところです。

次に、収入基準については、国から示された基準と同じであり、収入激減世帯以外の生活困窮者まで適用拡大することは考えていません。

また、広島市においても国の要件に該当しなくとも一部負担金を支払うことが困難であれば対象とし、かつ減免期間も制限をしていないことについて、平成24年事務事業の見直しの中で適用事由、期間の見直しなど、制度運用の厳格化を検討する必要があると見直しの方向が示されています。

次に、無料低額診療提供病院についてお答えします。

現在、無料低額診療事業を実施している病院が市内に6カ所、診療所が7カ所あります。低所得者等に必要事業として各福祉事務所を初め関係機関にこの制度を周知するとともに、福祉事務所などの窓口で医療機関の制度概要を紹介するパンフレットを配布するなど広報を行っているところです。

国の方針についてですが、現在国においては、社会情勢の変化等からこの制度の見直しを検討しています。平成13年に厚生労働省が示した抑制を図るとの考えは変わっていません。ただし、事業開所の届け出の不受理を求めたものではなく、必要な要件を満たした届け出については受理をしています。今後も国の動向を見ながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、値上げに直結する●広域化●はやめるべきの中で、今回の条例改正案は値上げに直結するのか、そしてなぜ急いであるのかのお尋ねです。

今回の条例改正案に基づき、独自減免分を賦課総額に含めると仮定した場合、平成23年度の減免実績及び

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

調定額から試算すると、1人当たり保険料は年間約1,096円上がることとなります。今回の条例改正は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う条例参考例の改正を踏まえたもので、あくまで減免額を賦課総額に含めることができる規定を設けるものです。条例参考例の改正は、国からの全国の市町村国保の裁量の拡大を実現する内容であるため、地方分権を推進する意味でもこのできる規定を実際に行うかどうかにかかわらず、条例の改正はすべきものと考えております。

次に、他都市の状況ですが、各政令指定都市に照会したところ、保険料方式を採用している18市のうち3市は既に新賦課総額を導入済みであり、10市が導入予定で準備をしており、5市は予定なしです。そして、保険税方式を採用している2市については、条例改正をしなくても導入でき、その準備を進めています。したがって、政令市20市のうち15市が導入済みまたは導入予定となっています。

岡山県内については、保険料方式を採用している自治体4市で条例改正予定で、残り23市町村については保険税方式を採用しており、条例改正しなくても導入でき、全ての市町村で導入予定となっております。

また、将来の国保の県単位への広域化を視野に入れた場合、その基礎になる賦課方式を統一しておくことも必要と考えています。

次に、広域化についてお答えします。

保険者独自の軽減分は、一般会計からの政策繰り入れで賄われています。しかしながら、政策繰り入れは、国保被保険者以外の市民が国保の費用を負担することになるため、厚生労働省は構造的な問題の一つとして望ましくないとのスタンスです。医療費の増大と低所得者層の増加に伴う国保財政の逼迫は、個々の市町村独自の問題ではなく、構造的な問題として解決を図ろうとするものであり、そのためにはリスクを吸収できるより大きな財政基盤が必要であると考えます。真に持続可能な医療保険制度を実現するため、医療保険の一本化に向けた広域化が必要であり、財政問題を含めて国、県、市町村の責任と役割を明確にしていく必要があると考えています。

保険料の減免と県下市町村で異なる運用部分については、今後岡山県国民健康保険支援方針に係る県下27市町村での岡山県広域化等支援連絡会議において適切な議論となるよう取り組むとともに、引き続き指定都市市長会等を通じた財政負担の拡充等を要望してまいりたいと考えております。

次に、広域化は市民サービス低下に直結するとのお尋ねですが、現在の国保制度では保険料の市町村格差、医師、医療機関の地域偏在、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在などが課題となっています。都道府県を主体とした広域化により、保険料の平準化、医師、医療機関の適正配置の検討、財政基盤拡大による強化などが期待されます。これまでも高額な医療費について市町村間での財政調整が行われ、緩衝機能を果たしてきました。広域化はこのような機能を拡大するという意味も含まれています。また、これまで単独で行われていた広報活動を県単位で効率的に行えるなど、総合的に財政負担の軽減につながるものと考えております。

以上です。

**○山上晃稔 病院局長** 減免制度の充実をの項、市民病院も無料低額診療の看板を上げてはどうかのお尋ねでございます。

議員御指摘の無料低額診療制度を導入いたしますと、対象者の所得認定等の事務量の増大、それに伴う職員の増員が必要になります。また、新病院の建設による多額の企業債の償還負担や今後の診療報酬の改定、消費税の改正等、病院経営を取り巻く環境が先行き不透明なところがある中で、この制度を実施することについては、経営の影響等が懸念されるところでございます。

以上のことから、現在のところ無料低額診療制度の実施は考えておりません。

以上でございます。

**○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長** 児童福祉施設設置基準についての項、保育所基準についての一連の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、乳幼児室の居室の面積基準をどう保障するの

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

か、匍匐室の面積は引き上げるべきではとの御質問にお答えをさせていただきます。

既存施設において面積基準を引き上げることは、児童処遇の向上にはつながりますが、一方で施設によっては受け入れ可能児童数の減少につながるおそれがあります。いわゆる●入園●保留児童が多数存在する状況のもと、少しでも多くの保育需要に応えるため、現状では国の省令と同じ基準としております。

適切な居室基準の確保については、これまでと同様に各保育園、各保育室において児童の状況を把握しながら保育園の現場で適切に基準が守られるよう指導してまいります。

次に、認定こども園での人員配置基準はクラス分けが前提か、幼稚園児と同程度に引き上げるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

認定こども園のうち、認可保育所部分の人員配置基準につきましては、国基準において4時間程度、8時間程度と利用時間の長短により差が設けられております。岡山県が定めている認定こども園の認定要件との整合性にも配慮し、本市条例におきましても国が示している基準、岡山県条例と同じ基準にすることとしております。

次に、人員配置について引き上げるべきと考えるが、また現状の運営はしっかり保障するべきでは、御所見をとの御質問に一括して御答弁させていただきます。

国が示す基準を上回る保育士の配置基準を定めることは、国費による財政支援が伴わない中で、配置に係る保育士や財源の確保について新たに私立保育園や市民の負担が生じることとなり、現状では困難であると考えております。しかしながら、今回の基準の中でも最低基準を常に向上させ、また最低基準を超えての設置や運営をしている場合は、その設備や運営を低下させてはならないことを義務化しており、今までどおり保育士配置などについては実態に即した対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、政令市岡山の特徴はとの御質問にお答えします。

児童福祉施設においては、非常災害対策として想定

される非常災害ごとの避難などの具体的計画策定の義務づけや、施設が災害に見舞われた場合の緊急時における他の児童福祉施設などとの相互の支援や協力を行う体制整備、また乳幼児や障害児などの受け入れに配慮することを努力義務としております。また、児童の虐待防止のため、施設職員に対し、その資質向上により入所している者が心身ともに健やかに育成されることを目的に、職員研修の内容に児童の権利擁護及び虐待の防止に関する事項を含めることを義務づけております。

次に、学童保育の充実をの項のうち放課後児童クラブについての一連の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業計画は、いつごろまでに策定予定なのかとの御質問にお答えをします。

放課後児童健全育成事業が盛り込まれた市が作成する子ども・子育て支援事業計画についての策定期限は、新しい子ども・子育て支援制度の本格実施の半年前までに策定しておくよう求められており、遅くとも平成26年度の半ばまでに策定しておく必要があると考えております。

次に、児童クラブの充実をどのように位置づけるのか、また条例化の考え方やスケジュールを支援事業計画との関連とあわせて示してください、また担当部署を位置づけるべきではないかとの御質問にお答えをさせていただきます。

市の子ども・子育て支援事業計画は、子育て家庭の状況やニーズを踏まえて策定することとなります。放課後児童クラブの充実に向けては、今後国から示される事業実施に関する基本指針なども踏まえて事業計画に反映してまいりたいと考えています。

放課後児童健全育成事業に関する基準の条例化につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定作業と並行して行うこととなるものと考えております。平成25年度中には国から基準が示される予定であり、市としても着実に対応してまいりたいと考えております。

次に、性暴力への対応についての項、母子寮での自立支援充実をとの一連の御質問に順次お答えをさせて

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

いただきます。

まず、個々の自立支援の充実を求めますが御所見を、また単市で基準を引き上げるか人員配置を、また旧館の活用を検討すべきだがとの御質問に一括してお答えをさせていただきます。

個々の自立支援の充実、人員配置と旧館の活用につきましては、井本議員に御答弁させていただいたとおりです。

次に、保育所に準ずる設備を設けることについての御質問です。

仁愛館では、求職や通院、家事などのため、職員が一時的に子どもを預かる場合があります。国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、必要があるときは保育所に準ずる設備を設けることとされておりますが、仁愛館においては継続的な求職活動などにより常時保育所に準ずる設備が必要となるようなケースはこれまでなかったため、こうした設備は設けておりません。

以上でございます。

**○森真弘 保健福祉局保健・医療・福祉連携担当局長**

市民病院にワンストップの窓口の設置をという御質問に一括して答弁いたします。

新しい市民病院においては、保健・医療・福祉に関する相談に応じる総合相談窓口を設置することとしております。犯罪被害者の方など相談者が来院した場合には、施設面においても専用の動線や相談スペースを確保するなど、最大限プライバシーに配慮したものを整備することとしておりまして、医療機関を担う使命として適切に対応してまいりたいと考えております。

また、緊急な医療処置が必要な場合等については、24時間の救急体制のもと、必要に応じて他の医療機関とも連携し、迅速な対応をしてまいります。

内閣府が昨年策定いたしました第2次犯罪被害者等基本計画におきましては、各都道府県単位で性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを設置することが望ましいとされておりまして、市民病院内にこういったセンターを新たに整備することは考えておりませんが、本市の岡山市犯罪被害者等総合相談窓口や県の岡山県女性相談所、それから県警の性犯罪被害相談

電話など、県、市の支援窓口も既に存在しており、こうした既存資源を有効活用する方向で関係部署とも連携しながら、ワンストップ的な仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上です。

**○岸堅士 保健福祉局長** 地域猫活動の普及についての項、募集枠、登録制度、広報、獣医師会との連携についてお答えします。

所有者のいない猫対策モデル事業は、地域の理解を得ていることなど一定の条件を満たしている地区を対象として3年間のモデル事業として今年度開始しました。この事業は、繁殖を抑制し、徐々に頭数を減らすことを目的としているため、短期間に劇的な効果が期待できるものではなく、まだ緒についたばかりの現時点ではその成果を評価できる状況にありません。したがって、募集枠や活動グループの登録制度など事業内容については、モデル事業の成果を検証しながら研究してまいりたいと考えております。

また、広報については、これまでもホームページや広報紙への掲載のほか、公民館にもチラシ配布を行うなど周知を図っているところですが、今後も引き続き周知に努めてまいります。

活動中のトラブルを避けるためのワッペンなどの導入ですが、この事業は既に合意が形成されている地域において行われるものであり、地域住民もその活動を理解しているものと考えていますので、他都市の例などの情報収集を行い研究してまいりたいと考えています。

また、獣医師会との連携については、これまでも情報共有を行い、本事業への御理解をいただいているところではありますが、今後も連携を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

[22番田中のぞみ議員登壇、拍手]

**○22番（田中のぞみ議員）** 御答弁ありがとうございます。非常に丁寧なというのか長かったというのか。

じゃあ、順次再質問をさせていただきたいと思いません。

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

特定の健診のほうなんですけれども、期間延長については、これ前向きな回答だったのかなあと思うので、今半年しか健診をしていないので、そのあたり前向きな検討ということでよろしいでしょうかというところお答えいただければと思います。

そして、保険料の引き下げは本当に難しい、逆に値上げをしたいというようなことであつたかなあと思うんですけれども、給付のバランスなどいろいろ言われていたんですけれども、前の表にもありますように、公費と保険料で賄う制度だと言われてはいますけど、公費がこんだけ減ってるんですよね、国の公費が。その部分は本当に何かなかったかのような答弁だったかなあと思うので、ここは国にしっかり言っていただくというところはそうなんですけど、市として減ってきた部分どうするのかっていうところもしっかり考えていただきたいと思うんです。

ついでに、ちょっととっていいですか。

この負担率がほかの保険に比べてもう9.1%って倍ぐらい高いわけですよ、既に保険料が。この負担は既にもう国保の人たちにとって限界だとは思わないでしょうかというところ、ちょっと一回聞いてみたいかと思しますのでどうでしょうか。

あと減免制度のところなんですけれども、原則滞納している方にはやっていないですとか無料低額診療も国の方針は抑制のままだということだったんですが、2010年に厚労省が通知は出しておりますよね。一部負担減免金については滞納があっても応じるようにと国が通知を出していますし、無料低額診療について積極的に情報提供と相談の対応をと出してるんですよ。これは、抑制方針とは違うと思いますし、一部負担金減免については半分国が出すと、国の基準に合っていればね、その費用は半分国が出すとっているわけなので、ここは原則やるということで積極的に広報していただきたいと思うので、このあたり認識を含めてもう一度答弁をお願いしたいなと思います。

あと広域化についてなんですけれども、大きな財政基盤になると安定するような感じで言われましたけども、今現在岡山県27市町村で半分以上が、13が平成10年度決算では赤字なんですよね。一般会計からの繰

り入れしなかったらもっと赤字の自治体はふえると思います。何で全部が一緒になったら財政基盤が安定するのかわかりません。根本的な構造はこうやって国がどんどん負担を減らしたっていうところが根本原因なんですよね、国保がこんなに逼迫しているのは。この根本が変わらないのに、自治体が一緒になった、県が1つになってどうして安定化するのか、その根拠を示してほしいです。根本的なこの国庫支出金が広域化したら一気にふえるのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

あと、市民の負担がふえるのではないかという懸念が非常にあります。今、一生懸命また医療費適正化対策事業っていうのもすごく力を入れてやってると認識しています。ここはすごいなと思ってるんです。でも、岡山市の実態に合わせてやってる事業ですよ。特定健診のフォローアップ事業とかいろいろね、やっている、そして丁寧な窓口対応もやっていると認識してるんです。これができなくなるんじゃないかという懸念についても一度はつきりお答えいただきたい。市民が一番心配をしているところなんです。さらに、いろいろ検討していただきたいと思うんですが、単市で、例えばこの広域化に入らないということは結果的に可能なかどうか、これ可能か不可能かでお答えいただきたいと思います。

児童福祉施設の基準についてなんですけれども、認定こども園のところ、結局今岡山市には認定こども園で保育所型は一つもないんですよ。就実のこども園が幼稚園型ではありますが、幼稚園の定員は1クラス20人とかにしてるわけですね。実態がないなら、逆に引き上げてよかったんじゃないかとは思っています。認定こども園の同じクラスに幼稚園と保育園の子がいるのに、1つの幼稚園型には先生が35人に1人、保育園の長時間利用時には20人に1人、こういう差があるのはどういう考え方なのかっていうのをちょっと示していただきたいなと思います。ちょっと意味がわからないなと思うんですよ。

保育所全体の人員基準については、これ現行制度も十分ではないと認識はしています。例えば、今の制度で1歳児6人につき先生が1人なんですけれども、よ

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

うやく歩き始めたような子を6人見ている、例えば大災害があったときに本当にどうやって避難させるのか、これは現場の先生が今回の大きな東北の大震災を踏まえても本当に限界だということをよく聞いております。また、発達障害などの障害児が非常にふえてるんですよ。どういうふうな人員加配を制度化していくか、これも大きな課題だと思ってるんです。現行の制度でもまだまだ十分ではないという課題は持っているかどうかだけ教えてください。

学童保育のところになるんですけども、岡山市がこれから事業主体となっていくということになります。制度設計に当たっては平成26年度半ばぐらいまでということだったと思うんですけども、その前にまず現状の把握が先決だと思います。きのうの中原議員の答弁で、非常に不十分だなと思ったので、まず現状の課題、把握先決だと思うので、この点について聞きたいのが1点。

2点目、きのうの答弁でもありましたけども、やっぱり指導員の離職理由なんかも把握してないって言われていたので、ますますやっぱり運営委員会任せで丸投げの状態なんだというのは驚いたところです。これ何年も何年も指摘され続けてきているんですよ。だけど、この学童保育にも大切な岡山市の子どもが大切な放課後の時間を過ごしているっていうことになるので、まず運営委員会がどういうものでどういうふうに運営しているのか御存じかというのをちょっと聞きたいので2点目。

3点目は、12月3日の山陽新聞でも取り上げられていました、この指導員が半数以上は年収が150万円未満、勤続1年から3年だそうです。必要な資格がない、本当にアルバイト状態なんですね。だけど、一方で子どもを取り巻く環境はとっても複雑になってきます。大切な教育部分、子どもの居場所です。専門性がとっても求められているのに、超不安定雇用で責任が重過ぎると思ってます。こういう状況を調査したことがあるのかという視点をちょっと教えていただきたい、3点目。

4点目、なければぜひアンケート等、運営委員会なんかにアンケートや聞き取りをお願いしたいので可

能かどうか4点目。

5点目、子ども・子育て関連法のもとでこれから子育て全般の支援計画をつくって、認定こども園とか小規模保育施設なんかいろいろ条例を同時に、今並行って言われましたよね、つくっていくんですよ。学校、学童保育の制度設計は本当に一からだなあと改めて思ってるので、国がこれから示す基準や職員資格、人員なんかは本当にごく一部しか示してこないと思うから、岡山市が本当に一からつくっていくことになると思っています。その際には、保護者やクラブ間の調整、説明なんかも必要だと思うので、業務量が膨大にふえる、このことについては認識をされているかどうか教えてください。

4、性暴力についての対応なんですけれども、今いろいろ機関があるから有効利用するということではあったんですけども、新市民病院に置く保健・医療・福祉連携室、ここでは特化しないっていうふうには言われてます、性暴力に対してね。ほかの一般の人と同じように相談を受けるっていうところ、ここが問題だと思っているんです。今回、市民病院には特別な動線ができるんですよ。誰にも会わないで診療が受けられる動線ができるんですよ。ハードができるから、ソフトをぜひ工夫していただきたいっていうことなんです。まず聞きたいのが、通常こういった外来、通常外来と違う動線で24時間対応できるような病院はほかにあるのかどうかちょっと聞かせていただきたいなと思います。

あと、ほかにも相談窓口があるって言ってたんですけど、24時間対応しているところはどこもないんですね。こういう犯罪、夜が多いので、24時間常に電話がつながって、市民病院の窓口、入り口、わかりにくいけどここですよとか、あなたが今いるところから近い産婦人科はここですよというコーディネート機能が絶対に欠かせないんですね。全部市内の中学校、高校生とか大学生に万が一こんな目に遭ったら、市民病院のここに電話をすればいいということを知らせなければいけないという意味でも公的病院が最適だと思ってます。県北からも岡山市に受診に来てるんですね。民間ではやっぱり24時間体制のこういう対応はできないと

ということなので、ぜひとも公立病院がやっていくべきではないかなと思ってます。

大阪の民間の性暴力支援センターには、毎月400件もの電話があって、新規に来所する方が月20人もいるそうです。物すごい数なんですね。こういう支援、コーディネート機能、ぜひ持っていただきたいので、市民局長にお伺いしたいんですが、男女共同さんかくプランにある性別に基づいて起こる著しい人権侵害に当たるとしています。第3次さんかくプランにも、犯罪被害者への相談対応の充実や県警への連携がうたわれているので、ぜひ市民病院が最適だと思います。県に対しては、こちら側から手を挙げなければ県も動けないということなので、ぜひイニシアチブをとっていただきたいというところをお願いしたい。市長の判断にもなると思いますので、ぜひとも専門の入り口、ハード面がそろっているからぜひソフト面を充実してほしいという内容なので、前向きに検討するというのを言っていただきたいなと思います。時間がなくなりましたので、再質問ここまでにさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。（拍手）

○則武宣弘 議長 当局の答弁を求めます。

○岸堅士 保健福祉局長 国民健康保険の関係で再度のお尋ねをいただいております。

まず、健診期間の延長ですね、それについて前向きと捉えていいのかというお尋ねです。

私申し上げましたの、その前に平成22年度に健診期間の終期を11月から12月まで延長をしております。その結果として、これだけの要因ではないと思うんですが、さまざまな要因は考えられるんですが、結果として直接的には受診率の向上につながっていないという傾向が出ております。それを踏まえる必要もありませんが、期間だけでなく、期間だけでなく、さまざまなやり方、工夫をしながら効果的な健診になるように努めていきたいということで御答弁をさせていただきます。

それから、値下げは厳しいとのことだ、その原因等の部分も、国庫負担が減っているということで資料を配付されての質問ですが、確かに国庫負担金だけを見れば

減ってきております。そのかわり国の調整交付金、現状で申し上げますと定率国庫負担金32%、国の調整交付金9%、それから県の調整交付金9%、合計しますと50%、この部分について公費というんですか、平成16年も50%、今現在も50%、国庫負担金だけを見れば減ってきているという状況があります。したがって、公費の部分については5割ということは変わらないということでございます。ただ、国保の加入者の方にさまざまな状況、それから高齢者が多いとか所得が高くないとか、どちらかというとも200万円以下とかが多いというのは認識しております。その中で、できることはやっていきますが、今保険料の減免については岡山市独自でも4割減免という制度を設けているところです。

負担が高いと思うかという、確かにその協会のけんぼとかほかの勤められてる方の保険料の負担割合というのは国保のほうが高いということを出てると、それはデータとしても出ているところです。

それから、減免制度の運営で国の方針が変わるとるじゃないかということですけど、やはり平成13年度に通知出されておりますが、この前も厚労省のほうへ確認したところ、今も変わってないということを確認しております。周知等については今もやっていると

それから、広域化すると安定するのかというその根拠ということでのお尋ねです。

広域化したからすぐ安定という単純にいくとは限りませんが、それぞれの保険者、小さい団体の保険者、大きな国保、県内では岡山市一番多いと思いますけど、小さい保険者のところは重症患者が出たときに、大きくその方の存在によって影響されます。その結果で安定度といえればある程度大きくなったほうが安定するというのは事実だろうと思っております。

それで、医療費適正化ということができると、独自の制度ができるかということだろうと思いますが、全市町村が構成する岡山県広域化等支援連絡会議で議論していきたいと考えております。

それから、岡山市のみで広域化へ入らないのは可能かどうかというお尋ねですけども、本市としては県

の広域化方針，国の方針でもありますが，やっていくということで，岡山市としては加入して議論していきたいと考えております。

以上です。

**○田淵薫 市民局長** 性暴力への対応のための対策について，男女共同参画の立場でイニシアチブをということでございます。

現在におきましても，男女共同参画の相談支援センターにおきましては，相談者の方の必要に応じて市民病院等の医療機関へ紹介，同行など連携を図るところでございます。新しい市民病院になりましても，引き続き，先ほどお話ありましたように，庁内組織だけではなく民間の組織等も連携を深め，よりよい対応ができるように図っていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

**○熊代晴雄 保健福祉局こども・子育て担当局長**

再質問について順次お答えをさせていただきます。

まず，認定こども園等の基準についての御質問にお答えをします。

配置基準等は差があるのはなぜか，保育士現行の配置で十分と思ってるのか等々についてでございます。

この認定こども園につきましては，今認可権限というのが県のほうにございます。そういう中で，一定の基準につきましては，県と同じ基準というものを作成していくほうが合理的であろうということで，今回条例案としてお示しをさせていただいてるところでございます。

ちなみに，幼保連携型認定こども園につきましては，職員の配置を引き上げる方向の中で近いうちに基準が示されるというふうに聞いております。

それから，学童保育の一連の関連でお答えをさせていただきます。

現状把握はということでございます。また，運営委員会がどういうものかを知っているのか，指導員の処遇，待遇について調査したか等々について順次お答えをさせていただきます。

現状把握につきましては，以前アンケート調査等々実施をさせていただきまして，運営委員会を通じまして実施をさせていただきました。そういう中で，一定

の現状把握というのはさせていただいたところでございますが，やはりその中でもいろいろな御意見が出てくるということでございます。我々としても，今後その運営基準等を定めていくということになるかと思えますけれども，その際にはしっかり指導員のそういう処遇の面あるいは運営委員会の実態，そういうものを十分調査をした上で，その基準というものを定めていきたいというふうに考えております。

それから，制度設計の業務量が増加することを認識しているのかということでございます。

今児童クラブ84クラブを超えるクラブがあるわけでございます。そういう中で，今後この法改正，今回の法改正によりまして6年生までを対象にということでございますので，ますますそういう部分での子ども・子育てという部分の視点からいきましても，十分応えていかなくちゃいけませんし，施設整備等も含めて環境整備を進めていく必要があるということで，かなりの業務量というものはかかってくるのかなと思っておりますが，万全の体制で本格実施，本稼働するまでにはきちとした制度設計等も含めて構築をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○森真弘 保健福祉局保健・医療・福祉連携担当局長**

性暴力に対するワンストップセンターですけれども，24時間体制のところがあるのかと，それからそのソフトの機能っていうのを果たしていくべきではないかという御質問ございました。

性暴力の被害を受けた場合に，医療機関として対応していく場合には産婦人科だけではなくて，精神的なケア，それから感染症，そういったものを含めて幅広く対応していくということを考えると，24時間で常に対応できる医療機関が市内にあるかといわれれば，それはなかなか難しいというふうに考えております。したがって，いろんな機関が連携して対応していくということが重要だというふうに考えておまして，市民病院として当然提供できるソフトはそういうものを用意しつつ，ほかの医療機関とも連携しながら対応していくことが重要だというふうに考えております。

以上です。（「保育園● ●ですけど

会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

ね」と呼ぶ者あり)

○則武宣弘 議長 答弁漏れはありますか。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

発達障害等々ふえてる中で現状の認識はということですが、私どもも今障害、特に発達障害をお持ちの児童というのは増加傾向にございます。そういう中で、私どもはそのあたりについてはいわゆる財政的支援ということで、今年度もその金銭的なものは保育園については上げさせていただいてるところでございます。そういう保育園の実態を、状況を見ながら、私ども……。(「認識を聞きよんじゃ、認識を」「質問の意図を理解して答弁してください」「あなたの認識を聞きよんじゃ」等と呼ぶ者あり)

認識は、私は大変そういう部分ではかなり厳しいというふうには認識をしておりますが……。(「認識しとんじゃな」と呼ぶ者あり)

我々としてはしっかりそこを応援していきたいというふうに考えております。

○則武宣弘 議長 質問ですね。

[22番田中のぞみ議員登壇]

○22番(田中のぞみ議員) 今回の保育園の最低基準では厳しいという認識だということだったので、4条に基づいて最低基準を常に向上させるものが必要であるという認識でいいかということだけ最後に確認させていただきます。

よろしくをお願いします。(拍手)

○則武宣弘 議長 当局の答弁を求めます。

○熊代晴雄 保健福祉局子ども・子育て担当局長

今申し上げましたのは、最低基準が厳しいという意味ではございません。保育園の現状が厳しいということで申し上げております。当然、私どもはそういう現状を見ながら、最低基準についても必要があれば将来にわたって、これをこのままの基準でいくということではございませんが、現在のところ今の最低基準が適正な基準であろうというふうに考えておるところでございます。

○則武宣弘 議長 以上で田中のぞみ議員の質問は終わりました。

次は、順序に従いまして難波議員。

[6番難波満津留議員登壇、拍手]

○6番(難波満津留議員) 皆様こんにちは。質問戦も4日目を迎えますと、議員各位、そして当局におかれましても大変お疲れが少し見えるんじゃないかなというふうに思っております。元気が取り柄でございますので、元気よく大きな声で質問をさせていただきますので、当局におかれましても簡潔明瞭にしっかりと方向性を示していただきたいと思っております。

また、先月御逝去されました土肥議員に改めて御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

土肥議員におかれましては、1年数カ月という短い間ではございましたけど、経済委員会の中でいろいろ御指導いただきました。若い経済委員が多い中で、御意見番といいましょうか、お目付役といいましょうか、議論の中心であり、昨年の経済委員会の視察においては、秋田へ2人で新幹線約8時間かけて参りました。また、今回も新幹線の中で隣同士ということで、大変失礼な言い方ではございますが、土肥節を聞かさせていただきました。その中に、副委員長な、政治家というものは私利私欲はいけんで、滅私奉公でいけよと。この滅私奉公をよくかみしめてこれから生活していけよと、こういうふうに御教授をいただいたわけがあります。その言葉を心に刻み、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1、孤立死、孤独死対策について。

単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で高齢者が死亡することが大きな社会問題となってきております。高齢化が孤独死の最大の要因であることは疑いないところではございますが、少子・高齢化がますます進行し、65歳以上の人口は2012年に3,075万人、24.3%、2022年には3,616万人、29.8%、2055年には3,464万人、40.5%の予測があります。一層深刻化が予想され、早急な防止策が必要と考えます。また、地域コミュニティーの希薄化により、働き盛りの40代や50代の男性の若年孤独死も増加傾向にあります。そこで、全国の先進事例をもとに本市の取り組み及び今後の対策についてお尋ねいたします。

(1)本市において平成22年度、平成23年度の孤独死

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

の統計がございましたらお示しをください。また、ここからの事件の要因はどのようなことが考えられるのかお示しをください。

(2) 要援護者避難支援台帳に登録をされている単身高齢者及び高齢者のみの世帯と未登録高齢者と未登録世帯の割合についてお示しをください。

(3) 要援護者避難支援台帳について、情報の共有化は個人情報保護条例により困難と思われませんが、孤独死を未然に防ぐには早急に各種団体、企業等が情報を共有化し整理を行い、多くの目で見守りの強化を図ることが必要と考えます。現在の各種団体、企業との連携の進・状況をお示しください。

(4) 民生委員等の見守り、訪問活動頻度についてお示しをください。そして、その回数は適正か否か、また本市として訪問状況の把握、整理はどのようにされているのか御所見をお示しください。

(5) 孤独死対策について、積極的に情報発信、広報を行うことが防止につながると考えます。本市における情報発信の取り組みについてお示しをください。また、地域における孤独死対策等の福祉フォーラム会議の開催が必要と考えます。御所見をお示しください。

(6) 本市の市営団地での65歳以上の単身入居者の割合は、自治体別では大津市、岐阜市、神戸市に次いで高くなっております。岡山市においては、大家という立場でもあり、見守り、声かけ体制に関しては一定の責任があるのではと考えますが、今後のサポート体制、対策をお示しください。

大きな2番、児童・生徒の防衛対策について。

かつて学校は安全な施設、場所として、勉強にスポーツに仲間づくりにと誰もが安心して子どもを学校に通わせていました。ところが、大阪池田小学校の事件や京都府亀岡市、千葉県館山市における重大な交通事故等、全国的に学校内外における児童・生徒の安全・安心の確保が一層重要な課題となってきております。本市においても、通学路の整備、学校では門扉の施錠の徹底、登下校指導や防犯パトロールの強化など、より一層の安全確保に向けての対策、取り組みが必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

(1) 子どもかけこみ110番は、地域の児童・生徒を見守るための防犯活動には欠かせない制度であると認識をしております。そこで、子どもかけこみ110番の家の登録の状況についてお示しをください。また、今後の登録件数目標並びに登録誘致の広報活動をお示しください。

(2) 子どもかけこみ110番のステッカーが低学年の児童でもわかりやすく、もっと目立つようなデザインに一新されることが望ましいと考えます。御所見をお示しください。

(3) 児童が所有する防犯ブザーについては、任意とお聞きしております。各小学校のPTAから入学祝いに贈られているとお聞きしております。このことから、市内の全小学校で実施をされていないのことですが、防犯ブザーは犯罪の未然防止に役立つ器具であります。そこで、必携とすることはできないのか。そのためには、本市において防犯ブザーの購入助成はできないのかあわせて御所見をお願いいたします。

(4) 不審者の学校敷地内への立ち入り防止策として、正門もしくは正面玄関等に防犯カメラを設置し、地域団体、学校関係者、警察等各種団体と不審者情報を共有し、防犯活動に努めることが必要ではないかと考えます。御所見をお示しください。

(5) については、井本議員が御質問されております。通学路についてでございますので、これについては早急に危険箇所を含め改善するよう要望としておきます。

(6) 自転車による重大な人身事故が増加傾向にあります。中学生の生徒への自転車通学者に対して、自転車安全運転講習会の実施が必要じゃないかと考えます。御所見をお願いいたします。

(7) 通学路における道路工事、下水工事等、児童・生徒と保護者、地域関係者、学校関係者が工事状況、範囲、期間などの情報を共有し、事故防止の啓発に努めることが重要と考えます。御所見をお願いいたします。

(8) 登下校時における児童の交通事故防止、防犯活動に従事されておられます地域の方による見守る活動は、児童・生徒の安全確保には欠かせない活動であ

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

ります。しかし、見守る活動中に地域の方が事故に見舞われた場合の補償はどのように対処されるのでしょうか。本市の対応をお示しください。

続きまして、大きな3番、岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方（案）についてでございます。

昨日も新風会、森田議員が質問されておりますが、私も昨年の9月に質問しておりますが、引き続き質問をさせていただきます。

今回は、適正規模化に関する検証、アンケート結果分析を踏まえた上で再度お尋ねをいたします。

(1) アンケート結果から、統合が子どもたちの教育環境としてはよい方向に進んでいると認識しておりますが、その反面、地域コミュニティーの希薄化という負の面の改善策については今後どのように取り組みをされるのかお示しをください。

(2) 基本的な考え方（案）より、外周部の過小規模校の記述から、外周部における過小規模化には歯どめはかからず、教育環境としては課題が一層大きくなっていましたとの記述がありますが、今まで歯どめをかけるための取り組みが行われたのか、また今後取り組む考えがあるのか御所見をお示しください。

(3) 基本的な考え方（案）より、過大規模校における取り組みの記述は、教室の転用、増築での対応が主な記述であります。そこで、過大規模校の子どもたちの教育環境の整備はどのように取り組んでいかれるのかお示しをください。

(4) 通学区域制度弾力化について、昨年の9月議会でも質問をいたしました。その際の答弁は見直しを図って、受け入れ枠を縮小しておりますとの答弁でございました。再度お聞きをいたしますが、通学区域制度弾力化の検証、再度見直しをする時期ではないかと考えます。この制度により、子どもたちの自主的精神、個性の伸長などが促される反面、子どもたちの居住地域との関係の希薄化、郷土愛の低下、生徒数の偏りなどの問題が起きております。御所見をお願いいたします。

(5) 将来的にも児童数の増加が見込めないと考えられる学校については、統合等をすることが望ましいと

考えられますとの記述があります。少子化の流れや社会情勢からすると、短期的に人口増につながる取り組みは困難とは考えますが、その地域に対して都市計画も含めた児童数の増加、すなわち人口の増加へ取り組みお考えはないのでしょうか、御所見をお示しください。

大きな4番、消防防災ヘリについて。

これは、何年も前から多くの議員の方が御質問をされておりますが、あえてここで再度質問をさせていただきます。

岡山市消防局の消防防災ヘリコプター「ももたろう」が、AEDの高機能化を搭載したヘリに生まれ変わるとのことですが、市域も広がり、大地震も予想される中、市民の命を守るための重要な機種であり、貴重な財産でもあります。

そこでお尋ねをいたします。

岡山県の消防防災ヘリコプター「きび」が岡山空港の貨物ターミナル東側への新基地を整備し移転する、これが来年度から基本設計に入られるとのことでございます。現在の岡南飛行場では、大規模地震の際における津波や液状化による浸水被害を回避するために移転を行うとのこと、また県警ヘリ「わしゅう」とのリスク分散をするためでもあります。本市の「ももたろう」も岡南飛行場が基地となっておりますが、リスク低減の意味から、岡山県と協議を行い、「きび」と同施設への移転が望ましいと考えます。御所見をお願いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。御答弁よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○則武宣弘 議長 当局の答弁を求めます。

○坂元秀徳 安全・安心ネットワーク担当局長 孤立死、孤独死対策についての項で、要援護者支援台帳に登録されている単身高齢者の人数及び高齢者のみの世帯に属する方の人数、さらにその割合についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、本市の災害時要援護者避難支援台帳には、全体で4万7,465人が登録されており、そのうち単身高齢者は1万3,236人、高齢者のみの世帯に属する人は

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

2万4,160人となっております。隔年で調査している高齢者実数調査の平成23年度調査結果によれば、単身高齢者は2万634人、高齢者のみの世帯に属する高齢者は4万3,399人であり、時点が異なりますのであくまで参考値になりますが、単純にこの数値をもとに算出すると、単身高齢者の場合、登録者は約64%、したがって未登録者は約36%となり、また高齢者のみの世帯に属する高齢者の登録者は約56%、未登録者は約44%ということになります。

以上でございます。

**○岸堅士 保健福祉局長** 孤立死、孤独死対策についての項、統計値と想定される原因、見守りに関するの団体、企業との連携状況、地域での対策会議についてお答えします。

誰にもみとられることなく亡くなり、相当期間経過した後に発見されるいわゆる孤独死の統計上の数値は把握しておりませんが、原因についてはひとり暮らし高齢者の増加とともに家族や地域社会とのつながりの希薄化などが影響しているのではないかと考えております。

見守りに関するの団体、企業との連携状況については、高齢者と子どもの見守り活動に関する協定を新聞販売の団体に続いて新たに水道検針事業者とも締結し、高齢者宅などの異変に気づいた場合の情報提供をお願いしているところです。

情報発信や地域での対策会議などの取り組みについては、現在小学校区ごとの小地域ケア会議において、地域包括支援センターが中心となり、地域での見守りの必要性を呼びかけるとともに、町内会や民生委員、安全・安心ネットワークなどの地域団体との相互の連携を進めています。また、ひとり暮らしの高齢者などを地域で支援する生活・介護サポーターの養成も進めているところです。高齢者が孤立しないよう地域が本来持っている相互扶助の機能の再構築に向けたネットワークを進めることが孤独死対策にもつながるものと考えています。

次に、民生委員等の見守りに関しては、お答えします。

民生委員は、厚生労働大臣が委嘱した民間のボランティアであり、社会奉仕の精神をもって地域住民の相

談に応じ、支援が必要なものに対して必要な援助を行うことを職務としており、その中で訪問、見守り活動を行っておりますが、その頻度等は支援を必要としている人の事情により異なっています。

以上でございます。

**○山崎康司 都市整備局長** 市営住宅における今後のサポート体制、対策についてお答えいたします。

本市におきましては、高齢者が安心して生き生きと暮らせるよう安全・安心ネットワークや地域団体などが連携して、高齢者世帯などの見守り、声かけなどを行い、地域でともに支え合う岡山型福祉の実現を目指しているところでございます。

こうした中、現在高齢者の社会的孤立を防ぐため、地域包括支援センターの活動を中心に、地域の中で見守り、声かけ活動が行われており、議員御指摘の市営住宅におきましても同様の活動が行われております。

また、来年度からは、今議会に御提案させていただいております指定管理者が、電話または訪問による安否確認、地域包括支援センター等との連携を行うことにより、孤立死、孤独死対策の実効性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○山・健 教育長** まず、児童・生徒の防衛対策についての項の中で、子どもかけこみ110番の登録状況、そしてまた活動、広報活動、またデザインということについてのお尋ねに一括してお答えをさせていただきます。

この子どもかけこみ110番は、家庭、事務所などを合わせて今約6,000件の登録をいただいております。登録につきましては、できるだけ多くの協力をしていただけますように各種行事や学校、PTAなどを通じて呼びかけをしたり、そしてまた教育委員会のホームページで紹介をしたりしておるところでございます。

デザインにつきましては、現在のデザインというのは子どもに定着をしておりますけれども、議員御指摘の点については研究をさせていただきたいと考えております。

次に、防犯ブザーのお尋ねでございます。

小学校では、この防犯ブザーを必携とは今しており

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12／7）＞

ませんが、お話のように防犯ブザーやホイッスルなどの防犯用具というものは、現在地域の方やPTA、また企業などから児童に配布をさせていただいていることが多く、大変ありがたく思っております。本年度も希望のあった小学校81校に約5,500個配布をしております。このような市民協働の高まりということから、現在のところ購入助成については考えておりません。

次に、防犯カメラの設置について、また関係者、団体との情報共有についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、ある程度の抑止効果というものは見込めますが、映像を常時監視するということが困難でございます。設置をしている学校というものは、したがって余り多くはございません。学校の安全確保につきましては、各校の危機管理マニュアルに基づきまして教職員の研修や児童・生徒に対する防犯教室や防犯訓練を行っております。地域や関係団体の方々による見守り活動も行われております。

また、不審者情報につきましては、学校、家庭、教育委員会でファクスとかメールなどで速やかな情報連携を図っているところでございます。今後もそれぞれの学校の状況に応じた危機管理体制の整備を図るように取り組む所存でございます。

次に、自転車の安全運転講習会、また通学路上での工事に対する情報共有、事故防止ということについてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

自転車の運転技術や運転マナーの向上ということにつきましては、当然自分で自分の命を守るというためには、やはり中学生にとっては非常に大切なことであると考えております。各学校では、学校安全計画に基づきまして、警察などの関係機関と連携をして交通安全教室を行ったり、また自転車安全講習会を実施したりしている学校もございます。

また、通学路上で工事が行われる場合には、通常事前に担当者から学校に連絡があり、そして学校は通学路変更や登下校指導もいたしております。安全の確保を図ってきておりますし、ともに、児童、子どもたちですね、子どもたちや保護者にも注意喚起も行うわけでございます。

次に、登下校時の地域の方々の見守り活動中の事故の補償についてのお尋ねでございますが、教育委員会では、この見守り活動中の皆様につきましては、学校支援ボランティアというのございますので、これに登録をさせていただくことで保険対応ができるようにしております。

続きまして、岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方、案についてのお尋ねでございます。地域コミュニティーの希薄化への改善策、外周部の過小規模化への歯どめ、過大規模校への対応ということについてのお尋ねに一括してお答えをさせていただきます。

昨年統合いたしました蛍明小学校の地域の方を対象としたアンケートからは、多くの方が統合が子どもたちの育ちにとってよい方向に働いていると感じておられます。御指摘のように、まだ一方では学校がなくなったことへの寂しさや学校を中心とした住民の連帯感の弱まりも感じているとの意見もございました。今後も継続してこの検証を行うとともに、これまでそれぞれの地域で行ってきた幼児や新たなコミュニティー活動を計画される場合、旧の学校施設や運動場の活用等への御要望というものにしっかり配慮をしていきたいというふうに考えております。

過小規模化に歯どめがかかるような手だてといたしましては、教育委員会でこれまで小規模特認校の制度というものを取り入れてきております。過大規模校につきましては、今後の児童・生徒数をしっかり注意が必要だろうと思っておりますが、転用可能な教室を検討することが1点、そしてまた校舎の増改築等に対応したりしながら子どもの教育環境整備を進めていきたいと考えております。

次に、通学区域制度弾力化についてのお尋ねでございます。

この通学区域弾力化制度につきましては、議員の御指摘もありましたように、保護者の方々からは一定の評価を得ているところでございますが、居住地域との関係の希薄化や生徒数の偏りなどの問題点もお聞きをいたしておるところでございます。したがって、平成22年度入学予定者からの見直しを図り、学校受け

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

入れ枠の縮小を行ってきております。この後もこの制度によって入学された保護者を対象としたアンケート結果や各学校等からの意見を踏まえまして、必要に応じた見直しというものは図っていききたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○山崎康司 都市整備局長 同じ項、将来的にも児童数の増加が見込めないと考えられる地域に対して、都市計画も含めた児童数の増加、人口の増加に取り組む考えはないかについてお答えいたします。

日本全体では、平成20年をピークに既に人口減少基調に入っており、本市においても長期的には人口減少が避けられない情勢であります。その中であって、少子・高齢化の潮流は既に進行しており、今後はより一層顕著になるものと推計されております。

昨年度策定した都市計画マスタープランでは、こうした人口推計を前提として、中四国の広域交流拠点を目指した都市づくり、各地域の拠点を中心としたコンパクトで機能的な都市づくり等を都市づくりの目標として掲げ、都心の拠点性の向上とあわせて周辺各地域における持続的な地域構造の形成を図ることとしております。

こうした状況から、議員御質問の周辺部における児童数、人口の増加を図ることは非常に困難な課題であると考えておりますが、周辺部の既存中心集落等においては、良好な住環境の保全形成や地域コミュニティの維持を図ろうとする場合など一定の土地利用が必要である場合への対応として、市街化調整区域における地区計画の運用指針を策定するため現在準備を進めてるところでございます。

以上でございます。

○長瀬正典 消防局長 消防防災ヘリについての項、県の防災ヘリ「きび」とともに岡山空港への移転についてのお尋ねでございます。

大災害時には、津波や液状化のみならず崖崩れに代表される斜面の崩壊、道路や橋の損壊、家屋や電柱等の倒壊など全市的にさまざまな被害が予測されるところでございます。県の消防防災ヘリコプター「きび」の格納庫は、導入当初の予定どおり岡山空港での整備

を検討する方針と聞いております。これにより、ヘリコプター性能が類似している当市の消防ヘリコプター「ももたろう」との補完関係とリスクの分散が図れるものと考えております。

以上でございます。

〔6番難波満津留議員登壇、拍手〕

○6番（難波満津留議員） 御答弁ありがとうございます。また、再質問をさせていただきたいと思いますが。

まず、孤独死、孤立死対策でございます。

これ孤立死で亡くなるという社会問題になってくるという冒頭で申し上げましたけど、この孤独で亡くなる以上に、また二次災害的なものが今起きてきているのが問題になっております。例えば、ストーブをつけっ放し、それからこたつを入れっ放しにしておいて孤独死に遭われて、そこから火事が発生をしたとか。また、そのままごみ屋敷になっていって、周りの環境が悪化していったといったことで、孤独死自体も問題がありますが、その後の二次災害的なことが今問題になってきております。そういった中で、民生委員さんの訪問ということでお尋ねをしたわけなんですけど。いずれ過疎化が進んで限界集落というものがふえてくると。その中では、高齢者が要は高齢者を見守るような形になっていくのではないかと思います。こういった地域については、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思います。

それと先ほど申しましたように、孤独死、孤立死の問題は地域社会のコミュニティ不足、希薄化が招く事項であります。高齢者福祉、地域福祉、安全・安心ネットワークを含めた地域社会の再構築、再整備、そして将来展望は局を越えた連携によることが重要ではないかというふうに思っております。これについてお互いの局がどのように連携をしていかれるのか、安全・安心ネットワークと保健福祉両局長にお伺いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それから、児童・生徒の防衛対策についてでございます。

子どもかけこみ110番のデザインですね。岡山県においては、マスカットののももっちがデザインをされて

## 会議録校正前原稿＜平成24年11月定例会 5号（12/7）＞

おります。岡山市には立派なミコロ、ハコロがあるじゃないですか。あのミコロ、ハコロでもう少し大きく目立つように私はデザインを一新したほうがいいんじゃないかと、このように思うわけでありまして。この点についてお考えをお願いしたいと思います。

それから、見守る活動中に事故に遭われたら学校支援ボランティアという補償があるというふうにお聞きしましたが、補償内容と金額についてお示しをいただけたらなというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

それから、岡山市立学校適正規化についてでございます。

教育長においては、昨日の森田議員に引き続きまた馬屋上の難波が質問するんかと、本当に同じような質問に対して同じような答弁、まことに心苦しいところではございます。しかし、私も含め森田議員も含め教育長においても子どもたちのことを考え、地域、それから地域住民のことも考えているわけでありまして、果たしてどれが正論であるか、どれが正論でないか、これは答えがないように私感じております。

私は、教職員の資格があるわけでもなく、ましてや教壇に立ったこともございませぬ。しかし、野球というスポーツをした関係で、子どもたちにソフトボールというものを指導しておりました。その中に、この子は足は遅いけど打撃センスはピカ一光るものがある、しかしこの子は打撃は苦手だけど足は速いし守備範囲は広い、このようにこの子どもたち、いろんな長所と短所を持ち合わせています。その指導の中に、短所を直すよりやはりその子の長所を伸ばしていく、その子が長所を伸ばしていく指導を受けると本当に楽しそうにソフトボールに向き合うんですね。このように、こじつけになるかもしれませんが、過小規模校にも長所と短所がございます。過大規模校にも長所と短所がございます。やはり過小規模校のどうも統合ありきとしかあれが私には読めない。今後は、過小規模校のそういった長所を伸ばしていくのも一つの僕は適正化の考えじゃないかというふうに思います。このことについて教育長、御所見をお願いしたいと思います。

それとアンケート結果分析の中に、廃校を新たな地域コミュニティの拠点として地域の活性化に資するような方向で活用する方策を他部局とも連携して検討していくという記述がございます。この他部局との連携をするのには、廃校しなきゃできないんです。その廃校する前、統合する前に、先ほど申したように正論がどうなのかわかりませんが、地域のこと、子どもたちのことを考えるのであれば、教育委員会が考えるんじゃないかと私は思っているところでもあります。教育長に対しては、本当に心苦しい質問ばかりではございますけど、どのように今後各局と連携をして適正化、本当に岡山の子どものための教育になるため、地域のためになるような適正化を考えていけるのか改めてお伺いをしたいと思います。

それと消防防災ヘリについては、私のこれ私見でございます。6月の議会のときに、「関東脱出！本気で移住マニュアル」という本があるというふうに松田議員から御紹介がありましたけど、その中へ岡山市が移住するのに一番だと、岡山市が一番安全なんだと。岡山市の中で一番安全なのはじゃあどこなんだと。それを考えたときに、これはあくまでも私の私見でございます。洪水もない、津波も来ない、液状化も起こりにくい、津高が一番安全なんですね。ですから、私はぜひ日本一安全なまち津高だというふうに自負しております。消防局長、津高へぜひヘリコプター持ってくるべきじゃないでしょうか。再度お願いをしたいと思います。

以上で第2回目の質問を終わります。もう再々質問はしないつもりでございますので、しっかりと方向性を示した御答弁をお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○則武宣弘 議長 当局の答弁を求めます。

○坂元秀徳 安全・安心ネットワーク担当局長 高齢者が高齢者を見守るような地域社会になりつつあるが、こうしたことにどう取り組んでいくのかとのお尋ねにお答えをいたします。

要援護者に対する支援には、1日24時間をカバーする体制と組織的な体制が必要な場合もあります。現

在、市内全域で組織された安全・安心ネットワークでは、町内会、民生委員、児童委員、愛育委員会、婦人会、老人クラブ、地区社会福祉協議会などの地域の各種団体がその組織力、活動力に応じて協力、役割分担して取り組んでいただいているところでございます。市といたしましても、ふれあいセンターのほか市内37の公民館において、地域応援人づくり講座を開催し、地域活動に求められている人材育成、人材確保を図っているところでございます。今後も地域の各種団体等との連携を強化しながら、見守り、声かけ活動等に対する市としての支援方策について関係局としっかりと連携をしながら取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

**○岸堅士 保健福祉局長** 同じ再質問に対してのお答えというんじゃないんですけど、さらにつけ加えさせていただければ、無理な分もあるかもわかりませんが、やはり老人クラブも岡山市あります。老人クラブというのは、当然高齢者なんですけど、やはり元気な高齢者の方もいらっしゃいますので、老人クラブの高齢者福祉大会でも老人クラブも地域で貢献していこうという大会宣言ということも行われてますし、今回補正お願いしてる事業等も通じて、やはり高齢者が高齢者を支えるというのも一つの方策、それに全部頼るという意味じゃなくて、先ほどに加えてということですよ。

以上です。

**○山・健 教育長** まず、1点目の子どもかけこみ110番のデザインの件でございますが、これは先ほど御答弁させていただきました。確かに先ほど議員の御指摘のような岡山市にあるミコロ、ハコロというものを取り入れていくというのも考えられるだろうと。今、ただ子どもたちにある程度、このくらいの大きさだったと思いますけれど、定着がなされておまして、したがってそのあたりも含めて検討、研究が必要であろうということも思っておるところでございます。

それから、2点目の例のボランティア保険の件でございますが、今はもしお亡くなりになった場合ですが

500万円、そしてまた入院とか通院によって入院された場合は1日3,000円、通院が1日1,500円という補償をさせていただいております。ちなみに平成23年度は、0件でした。それから、ことしは何か今現在のところ3件あるということを知っております。

それから、学校の適正化、規模化ということから見まして、大きいある程度の規模のある学校、小さい学校もそれぞれ特徴、よさも短所もあるんじゃないかということでございます。確かにそうだろうと思えます。小さいからといって、小規模だからといって一概にそれが全て悪いということではないだろうということも思ってるわけでございます。子どもたちの出番ということなんかに関しても、小規模の学校のほうが多くあるだろうということも思えます。私自身も複式を担任したことがございますので、その中で考えますと、やはり子どもたちともまれるということですね、やはりある程度の集団の中でもまれて育つということは必要ではないかなということも思うわけでございますので、このあたりにつきましては、やはりよさをしっかりと、昨日もお話をさせていただきましたように、子どもにとって何が一番いいのか、また地域にとっても何がいいのかということを含めまして話し合いをさせていただく機会がまた訪れればそういう形で進めていきたいというふうに思ってるところでございます。

それから、他部局との連携ということでございます。現在のところ、何が他部局と連携とれるかということでございますので、どのような連携ができるかということについて、これも研究させていただければということも思うわけでございます。

以上でございます。

**○長瀬正典 消防局長** 今、議員のほうから一番安全な津高というふうに私見がございました。私、それを真っ向から否定するつもりはございませんが、今南海トラフが揺れるという、1000年に一回なのか何百年に一回というふうな話がまことしやかに流れております。今から20年ぐらい前に、津高地区では斜面が大きく崩壊をして、猿場池の中におばあさんと中学生が流

れています。私、その流れてる家の中で二次災害が非常に怖かったんですけども、中学生を引っ張り出しました。そういうことを考えますと、実際に安全なところはどこにもないと。この世の中で安全なところはどこにもないというのが私の考えでございます。

そういう中であって、防災ヘリのことですが、岡南飛行場に「きび」、「わしゅう」、それから「ももたろう」と、3機おれば、これは同時被災の可能性がります。なおかつ、「きび」と「ももたろう」はほぼ同じ性能を持っています。それが二ところに分かれるというのは、これはまさにリスクを分散するというので、私は大賛成であります。したがって、県の方針で県も●吉備●へ行くというのは一番最初から決まっておりましたから、「ももたろう」は当然違う場所、いわゆる岡南飛行場へおるっていうのが今の私たち岡山市消防局の方針でございます。

以上でございます。

○則武宣弘 議長 以上で難波議員の質問は終わりました。

本日はこれをもって打ち切り、次の本会議は12月10日午前10時に開き、引き続き個人質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時25分散会